

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月24日

【事業年度】 第214期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 スルガ銀行株式会社

【英訳名】 Suruga Bank Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 加 藤 広 亮

【本店の所在の場所】 静岡県沼津市通横町23番地

【電話番号】 (沼津)055-962-0080(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 総合企画本部長 佐 藤 富 士 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
スルガ銀行株式会社 総合企画本部

【電話番号】 (東京)03-3279-5527

【事務連絡者氏名】 総合企画本部 財務企画部長 横 山 剛

【縦覧に供する場所】 スルガ銀行株式会社 東京支店
(東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号)
スルガ銀行株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前 4 連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2020年度 (自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	2021年度 (自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	2022年度 (自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	2023年度 (自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	2024年度 (自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	99,791	92,072	92,403	91,447	91,092
うち連結信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
連結経常利益	百万円	23,113	10,596	13,266	20,641	26,159
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	21,433	7,960	10,576	15,375	20,177
連結包括利益	百万円	30,036	△2,673	7,923	32,325	16,449
連結純資産額	百万円	285,770	264,229	271,040	295,120	295,818
連結総資産額	百万円	3,550,415	3,589,982	3,639,910	3,560,741	3,462,268
1株当たり純資産額	円	1,233.18	1,402.54	1,438.33	1,532.15	1,609.96
1株当たり当期純利益	円	92.52	34.72	56.15	75.44	106.84
潜在株式調整後 1株当 り当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	8.0	7.3	7.4	8.2	8.5
連結自己資本利益率	%	7.90	2.89	3.95	5.43	6.83
連結株価収益率	倍	4.61	11.77	8.26	11.83	12.57
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	203,686	142,156	24,492	△93,075	△208,482
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△129,269	△210,780	142,311	45,136	△56,447
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,158	△18,828	△1,130	△8,253	△15,916
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	943,263	855,818	1,021,498	965,305	684,457
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	1,684 (596)	1,607 (571)	1,535 (524)	1,449 (485)	1,405 (454)
信託財産額	百万円	1,376	1,243	1,128	1,012	920

- (注) 1. 2023年度より、株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を 1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は、提出会社 1 社です。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第210期	第211期	第212期	第213期	第214期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	89,217	83,658	82,794	83,619	83,186
うち信託報酬	百万円	0	0	0	0	0
経常利益	百万円	19,982	10,093	11,267	20,156	25,649
当期純利益	百万円	18,941	7,854	9,537	15,025	19,784
資本金	百万円	30,043	30,043	30,043	30,043	30,043
発行済株式総数	千株	232,139	232,139	232,139	232,139	197,139
純資産額	百万円	265,162	246,356	255,169	277,793	280,452
総資産額	百万円	3,527,376	3,568,782	3,620,806	3,540,476	3,443,892
預金残高	百万円	3,250,483	3,312,181	3,355,740	3,250,493	3,154,078
貸出金残高	百万円	2,310,982	2,138,587	2,080,150	2,066,732	2,183,843
有価証券残高	百万円	270,439	466,243	303,504	281,675	334,690
1株当たり純資産額	円	1,144.67	1,308.17	1,354.61	1,442.73	1,526.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	5.00 (0.00)	6.00 (0.00)	9.00 (0.00)	21.00 (7.00)	29.00 (14.50)
1株当たり当期純利益	円	81.76	34.26	50.63	73.73	104.76
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	7.5	6.9	7.0	7.8	8.1
自己資本利益率	%	7.42	3.07	3.80	5.63	7.08
株価収益率	倍	5.22	11.93	9.16	12.11	12.82
配当性向	%	6.11	17.51	17.77	28.48	27.68
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	1,424 (508)	1,352 (500)	1,283 (476)	1,209 (438)	1,172 (410)
信託財産額	百万円	1,376	1,243	1,128	1,012	920
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	% (%)	122.0 (142.1)	118.6 (144.9)	136.7 (153.3)	263.8 (216.7)	399.4 (213.4)
最高株価	円	482	543	469	912	1,414
最低株価	円	306	314	351	458	846

(注) 1. 第214期(2025年3月)中間配当についての取締役会決議は2024年11月12日に行いました。

2. 第213期より、株式付与ESOP信託を導入し、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 従業員数は、就業人員を表示しております。

6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

7. 最高株価及び最低株価は、第212期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1887年1月4日	岡野喜太郎、鷹根村青野(現沼津市青野)貯蓄組合「共同社」結成
1895年10月19日	銀行条例により株式会社根方銀行に改組
1896年12月28日	株式会社駿東実業銀行と改称
1900年7月25日	本店を沼津市通横町(現在地)に移転
1912年7月19日	株式会社駿河銀行と改称
1923年7月31日	株式会社静岡実業銀行を合併
1927年3月1日	株式会社松田銀行を合併
1928年4月1日	株式会社富士銀行(旧 株式会社片浜銀行)を合併
1943年12月1日	株式会社駿河貯蓄銀行を合併
1963年11月15日	東京証券取引所 市場第二部に株式を上場
1965年2月1日	東京証券取引所 市場第一部に株式を上場
1971年8月27日	情報集計所(電算センター)完成
1973年6月18日	オンラインシステム全店稼働
1974年6月24日	リース会社株式会社大富士総合リースを設立(1983年11月1日付東光総合リース株式会社に社名変更、1999年3月10日付スルガ総合リース株式会社に社名変更、2001年6月1日付スルガ・キャピタル株式会社(現・連結子会社)に社名変更)
1980年5月28日	銀行事務代行会社スルガビジネスサービス株式会社を設立(2008年4月1日付SDPセンター株式会社に商号変更、2008年4月の第三者割当増資による持分比率低下に伴い持分法適用関連会社、2019年12月19日付で持分法適用関連会社から除外)
1980年11月21日	クレジットカード及び保証会社スルガカード株式会社を設立
1982年4月20日	システム開発会社スルガコンピューターサービス株式会社を設立(現・連結子会社)
1984年4月3日	経営コンサルタント会社スルガ・インベストメント・ファイナンス株式会社を設立
1985年7月23日	ニューヨーク駐在員事務所開設(1989年10月16日付で支店に昇格、1998年3月10日付で廃止)
1987年6月9日	香港駐在員事務所開設(1995年4月20日付で支店に昇格、1998年3月13日付で廃止)
1988年7月25日	統合デジタルネットワークシステム“SUN NET”(新通信網)を稼働
1990年1月26日	印刷会社株式会社エイ・ピー・アイを設立(現・連結子会社)
1991年10月1日	熱海信用組合との合併
1996年12月26日	スルガカード株式会社は、クレジットカード業務と保証業務を分離し、クレジットカード会社としてスルガカード株式会社を設立(現・連結子会社)し、保証会社としてスルガ・キャピタル株式会社に商号変更(1997年3月1日付)
1998年1月19日	クレジットカード業務取扱開始
1999年3月1日	クレジットカード会社スルガクレジットサービス株式会社を設立(2007年7月9日付SDP株式会社に商号変更、2020年4月1日付でダイレクトワン株式会社に吸収合併)
1999年11月11日	人材派遣会社スルガスタッフサービス株式会社を設立(現・連結子会社)
2001年6月1日	スルガ・インベストメント・ファイナンス株式会社のコンサルティング業務及びスルガ・キャピタル株式会社の保証業務をスルガ総合リース株式会社(現・連結子会社スルガ・キャピタル株式会社)へ集約
2004年10月1日	スルガ銀行株式会社に商号変更
2012年3月14日	貸金業務を営むダイレクトワン株式会社(2012年4月23日付商号変更)、債権管理回収業務を営む中部債権回収株式会社を子会社化(2021年3月23日付で清算)
2014年1月5日	勘定系システムを新システムへ移行
2015年4月1日	保険募集業務を営むライフ ナビ パートナーズ株式会社を子会社化(2020年5月1日付LNP株式会社に商号変更、2020年11月27日付で清算)
2019年6月26日	監査等委員会設置会社へ移行
2020年4月1日	スルガ・キャピタル株式会社の吸収分割により、ダイレクトワン株式会社はリース業務、保証業務を承継

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、保証業務、リース業務などの金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループ会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

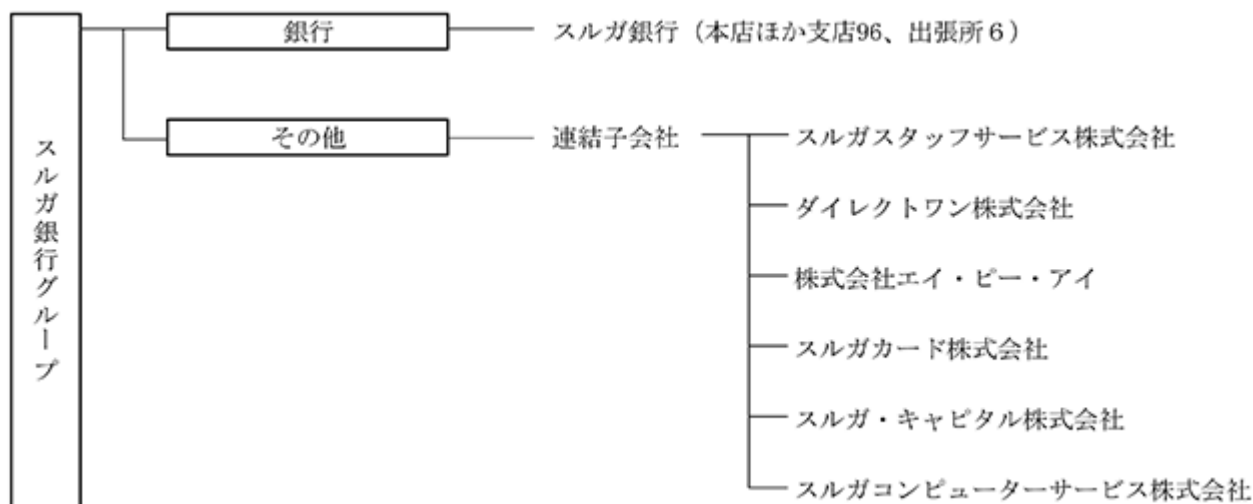
[銀行]

当社の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、証券・投資信託・保険の窓口販売等を行い、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

[その他]

スルガスタッフサービス株式会社の人材派遣業務、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・リース業務・保証業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社の投資業務、スルガコンピューターサービス株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社は、株式会社クレディセゾンと資本業務提携を締結しており、同社はその他の関係会社であります。

（注）スルガスタッフサービス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日としてスルガコンピューターサービス株式会社に吸収合併され、解散いたしました。

スルガコンピューターサービス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日としてスルガスタッフサービス株式会社を吸収合併し、会社名をスルガビジネスソリューション株式会社に商号変更するとともに資本金を500万円に減資いたしました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) スルガスタッフサ ービス 株式会社	静岡県 沼津市	20	人材派遣 業務	100.00 (一)	5 (1)	—	預金取引関係 事務委託関係 人材派遣関係	提出会社より 建物の一部賃借	—
ダイレクトワン 株式会社	静岡県 沼津市	2,400	貸金業務 保証業務 リース業務	100.00 (20.47)	5 (2)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証業務関係 リース取引関係	提出会社へ什器 の賃貸 提出会社より 建物の一部賃借	—
株式会社 エイ・ビー・アイ	静岡県 沼津市	50	印刷業務	51.00 (一)	4 (一)	—	預金取引関係 印刷業務関係	提出会社より 土地の賃借	—
スルガカード 株式会社	東京都 中央区	50	クレジット カード業務	100.00 (50.00)	5 (一)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	—	—
スルガ・キャピタ ル株式会社	静岡県 沼津市	200	投資業務	100.00 (50.00)	2 (一)	—	預金取引関係	—	—
スルガコンピュー ターサービス株式 会社	静岡県 駿東郡 長泉町	100	事務処理代 行業務 システム開 発業務	100.00 (50.00)	5 (一)	—	預金取引関係 事務委託関係	提出会社より 建物の一部賃借	—
(その他の関係会 社) 株式会社 クレディセゾン	 東京都 豊島区	 75,929	 ペイメント 事業等	 被所有 19.07	 2 (2)	 —	 預金取引関係 金銭貸借関係 保証業務関係 銀行代理業務等	 —	 資本業務 提携

- (注) 1. 上記関係会社は、特定子会社に該当しません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、株式会社クレディセゾンであります。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメントの名称	銀行	その他	合計
従業員数(人)	1,172 (410)	233 (44)	1,405 (454)

(注) 1. 従業員数は、委任型執行役員2人、嘱託等464人及び臨時従業員449人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,172 (410)	45.3	21.0	7,673

(注) 1. 従業員数は、委任型執行役員2人、嘱託等420人及び臨時従業員402人を含んでおりません。

2. 当社の従業員はすべて銀行のセグメントに属しております。

3. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当社の従業員組合は、スルガ銀行職員組合と称し、組合員数は847人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社

当事業年度					補足説明
管理職に占める 女性労働者の 割合（％） （注１）	男性労働者の 育児休業 取得率（％） （注２）	労働者の男女の 賃金の差異（％）（注１）			
		全労働者 （注３）	正規雇用 労働者 （注４）	パート・ 有期労働者	
17.1	108.3	47.1	62.9	41.3	正規雇用労働者のうち総合職における賃金の差異は、管理職83.7％ 管理職以外91.3％であります。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。管理職とは、当社職位マネージャー以上であります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 全労働者は、嘱託等420人及び臨時従業員402人を含んでおります。

4. 正規雇用労働者は、総合職(87.0%)及び事務職(13.0%)にて構成されております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

＜経営の基本方針＞

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

■企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」

企業理念はこれからのスルガ銀行を担う若手・中堅社員からなる「ジュニアボード」が中心となり、ボトムアップをテーマに刷新活動を推進し、策定いたしました。

企業理念には、次のような全社員の想いが込められております。

- ・「お客さま本位の企業でありたい」という想い
- ・お客さまが抱える課題に向き合い、スルガ銀行ならではの付加価値をご提供させていただきたいという想い
- ・ハラスメントの撲滅、社員やその家族についても大切にして欲しいという社員の声を反映し、お客さまだけでなく、社員も大切にする企業でありたいという想い

■コンプライアンス憲章

当社及びグループ社員のすべての行動・判断の基準となるコンプライアンスに関する基本方針として、「コンプライアンス憲章」を策定いたしました。

■中期経営計画 “Re:Start 2025”（2019年度～2025年度）

企業理念の実現に向けて、お客さま本位の業務運営を徹底し、コアビジネスであるリテールバンキングへの取組みを通じて、当社独自の価値提供を実現することで、お客さまに心からご満足いただき、社員にとってもやりがいのある“スルガ銀行”の姿を創出するための経営計画を策定いたしました。

コンプライアンスの徹底と、リスク・リターンの適正なコントロールを行う態勢を構築し、公共性が高い金融機関として“持続可能な新たなビジネスモデル”を展開してまいります。

<企業集団の対処すべき課題>

金利ある世界

当社の事業を取り巻く環境変化として、「金利ある世界」があげられます。当社事業への影響については、変動金利比率が高い当社の貸出金ポートフォリオは、金利上昇局面において、一定の優位性が期待できます。一方で、その上昇スピードやターミナルレート等に応じ、インフレ期待や需要、賃金、賃料などが影響を受け、複合的な変化が予想されます。

これら複合的な変化を機敏に捉え、レジリエンスの高いポートフォリオ・マネジメントをしていくことがますます重要になってきております。複合的な変化が既に生じている預金市場においては、金利による獲得競争が激化するなかで、個人預金だけでなく、個人の預り資産である投資信託や保険などの投資性商品を含めた、お客さまのトータルの資産形成を目的にした資産コンサルティング活動などをますます強化し、「預金量」とともに「粘着性の向上」に取り組んでまいります。

中期経営計画と取組み

当社は、2023年4月より中期経営計画“Re:Start 2025 Phase 2”（以下、「フェーズ2」といいます。）をスタートし、再成長に向けた取組みを積極的に進めております。

フェーズ2における経営戦略は次のとおりです。

- I. リテール・ソリューション事業の進化
- II. 持続可能な収益構造の構築
- III. リスクテイクとリスク分散

（フェーズ2の詳細及びその進捗につきましては、当社ホームページの「株主・投資家の皆さま」をご覧ください。（<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/>））

上記経営戦略を進めていくため、主に以下の取組みを行っております。

営業部門においては「コミュニティバンク」、「ダイレクトバンク」、「首都圏・広域バンク」、「市場ファイナンス本部」の4つのプロフィットセンター（事業部門）に再編し、1つの領域に依存することなく、各事業領域が着実に成長しております。

「コミュニティバンク」では、地元である静岡県と神奈川県各エリア所属のファイナンシャルアドバイザーが、各々100名のお客さまを担当し、お客さま一人ひとりの“不”への理解を深め、解消に向けた最適な提案を行うコミュニケーション施策「100人プログラム」といったお客さまの資産形成に向けた取組みなどを実践し、お客さまに寄り添いながら、良質かつ長期的な関係の構築を進めております。「ダイレクトバンク」では、多様な生活スタイルに則したWebやスマートフォンを介した非対面取引のサービスの充実を図っております。「首都圏・広域バンク」では、“One to One対応”による、お客さま一人ひとりに適したコンサルティングを充実させることにより、住宅ローンや投資用不動産ローンを中心にお客さまに寄り添ったローン推進を行っております。「市場ファイナンス本部」では、リスク分散を図った良質なアセットポートフォリオの構築を進めております。

株式会社クレディセゾンとの資本業務提携については、提携当初に掲げた「不動産ファイナンス」、「住宅ローン」、「クレジットカード」の3つの優先領域におけるビジネスが順調に進捗しております。また、株式会社クレディセゾンが保証する個人事業主のお客さま向けフリーローンの取扱いも開始するなど、協業領域が拡大していることに加え、相互出向や営業・業務部門間における意見交換などの人財交流も進めております。両社のリテールノウハウを最大限活用し、シームレスに連携することにより、金融分野におけるあらゆる「困りごと」や「不」（不安、不便、不満等を意味します。）の問題に対してソリューションを提供しております。今後も、両社のリテールノウハウを最大限活用しながら、「Neo Finance Solution Company」の創造を目指してまいります。

人的資本投資については「70歳まで活躍・貢献を期待するスルガ」との方針を掲げたベテラン社員の活躍支援策、ダイバーシティ推進に向けた「未来経営塾（Lite）」、社員のキャリア形成を支援する「キャリアビジョン対話」などに取り組んでおります。

今後は、人的資本投資に加え、ITプラットフォームやDXへの投資も積極的に進めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みの状況は、次のとおりであります。

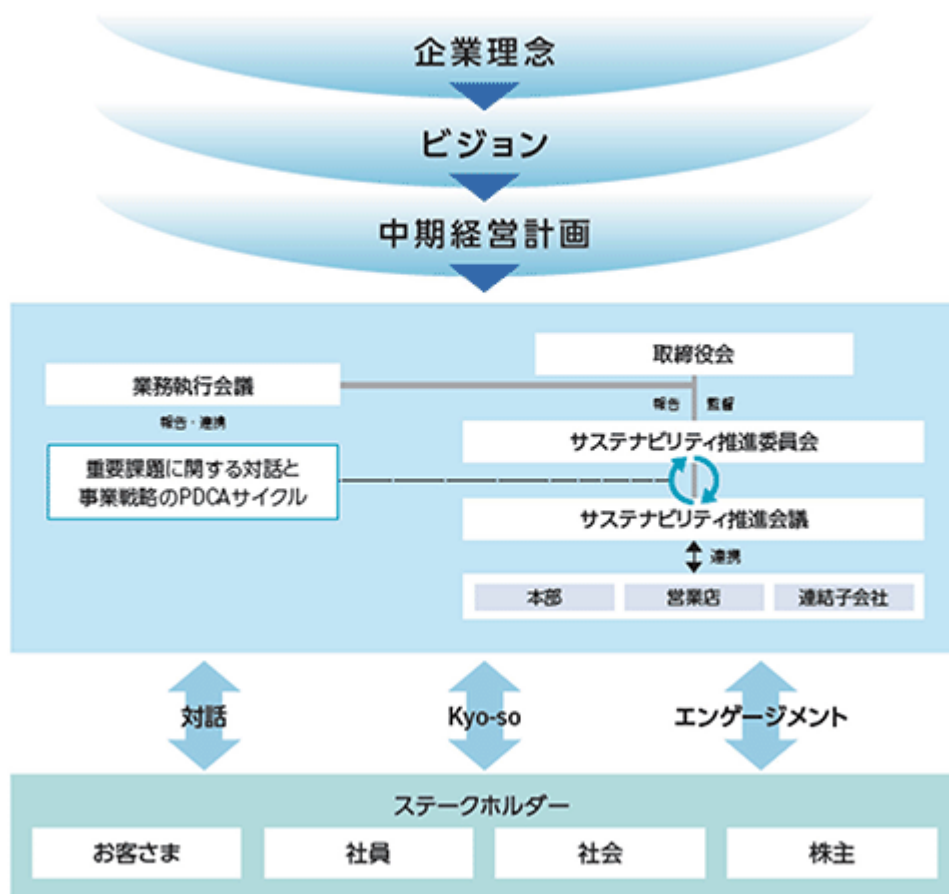
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティについての考え方

ガバナンス

当社は取締役会の下部機構として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、スルガ銀行グループのサステナビリティ推進活動に関して、広範なステークホルダー視点での持続的かつ長期的な企業価値向上に努めるための全体計画の立案、進捗状況のモニタリングを行い、定期的に取り締役に報告・提言を行います。同委員会は代表取締役社長を委員長とし、委員長の指名を受けた取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等により構成され、監査等委員である取締役等がオブザーバーとして参加いたします。また、サステナビリティ推進活動を組織横断的に進めるため、本委員会の下部組織として、執行部門で構成する「サステナビリティ推進会議」を設置し、当社グループで定めた4つの重要課題（マテリアリティ）を中心に、サステナビリティ施策を推進しております。

サステナビリティマネジメント体制



戦略

当社グループは、4つの重要課題（マテリアリティ）を定めており、価値協創の実現に向けたスルガ銀行グループのサステナビリティ施策を推進しております。

マテリアリティと取組み

スルガ銀行グループのマテリアリティ	スルガ銀行グループの取組み	関連するSDGs
マテリアリティは以下の4つ。各マテリアリティは独立したものではなく、全てが有機的に結びついており、全てのステークホルダーへの責任を果たすうえで不可欠な要素。 Governance  盤石なガバナンス基盤の確立	マテリアリティとして掲げた4つのテーマごとに、社内・社外の課題解決のため以下の取組みを推進。それぞれの取組みは、SDGsと結びついており、持続可能な開発目標の達成に資するものであり、今後も取組みの実効性の向上・レベルアップを図る。 ■ 企業理念の浸透 ■ コーポレートガバナンスの高度化 ■ 強固なコンプライアンス態勢の構築 ■ お客さま本位の業務運営の実現 ■ 金融犯罪防止への取組強化	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 
Social  社員が活躍・成長できる環境の整備	■ 社員の成長を支援する人材育成体系 ■ ワークライフバランス施策の充実 ■ ダイバーシティ・障がい者雇用の推進 ■ 社員のモチベーション向上への取組み ■ 社員の心身の健康向上への取組み	
Social  サステナブルな地域経済・社会の構築	■ 多様なお客さまニーズへ対応するリテール・ソリューション事業推進 ■ 地域の企業や事業主へのソリューションの提供 ■ 自治体とのパートナーシップによる地域活性化貢献 ■ 事業継続計画（BCP）の取組み ■ 未来を担う子供たちの文化・芸術・スポーツのサポート	
Environment  環境保全への貢献	■ 地域の環境保全活動への参加・協力 ■ 手続・業務のデジタル化推進による環境負荷の低減 ■ 店舗設備等の環境対応の推進	

リスク管理

当社は、統合リスク管理委員会の他各種リスク委員会を設置し、業務執行会議に提案、報告するとともに、重要な事項については取締役会に報告することで、リスク管理体制の強化を図っております。

当社が認識しているリスクの詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載しています。

指標及び目標

サステナビリティに関する指標と目標については、(2)気候変動への対応「指標及び目標」、(3)人的資本戦略「指標及び目標」に記載のとおりです。

(2) 気候変動への対応

当社は、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同し、推奨されたフレームワークを基に以下のとおり気候関連のリスク及び機会に関する情報開示を行っております。

ガバナンス

- ・気候変動問題への対応を含む「環境保全への貢献」を当社グループのマテリアリティの一つとして認識し、マテリアリティに対する各取組みを基本方針としてサステナビリティに関する推進活動を行っております。
- ・サステナビリティに関する取組みは、経営重点モニタリング項目として総合企画本部が進捗状況を管理し、定期的に業務執行会議に報告するとともに、取締役会において取組状況を監督しております。
- ・気候関連のリスク及び機会については、コンプライアンス・リスク管理本部長を委員長とし、取締役社長が出席する統合リスク管理委員会において、進捗状況を管理しております。また、その内容は定期的に業務執行会議で報告・審議され、取締役会はその取組状況を監督しております。

戦略

[移行リスク]

脱炭素社会への移行の過程で気候関連の政策及び規制強化等の影響により、お客さまの信用リスクが増加する可能性を認識しております。2025年3月末時点において、スルガ銀行の与信残高に占める炭素関連資産（電気、ガス、エネルギー等の割合）は、0.1%程度であり、影響は限定的であると認識しております。

[物理的リスク]

気候変動に起因する水害等の自然災害により、お客さまの事業停滞に伴う業績の悪化や担保価値の毀損等により、信用リスクが増加する可能性を認識しております。

[シナリオ分析]

2022年3月末時点において、スルガ銀行の与信残高は約8割が不動産担保付個人ローンであるため、物理的リスクのシナリオ分析を優先的に取り組みました。

リスクイベント	洪水の発生（水害リスク）
使用したシナリオ	IPCC報告書におけるRCP8.5（4℃シナリオ）
分析対象	日本国内にある個人向けの不動産担保物件（約4万件）
分析方法	担保物件所在地とハザードマップを重ね合わせ、大規模洪水等が発生した場合の担保価値毀損や事業停滞による与信費用増加額を試算
分析結果 （物理的リスク）	2050年までの与信費用増加額は最大で27億円程度であり、影響は限定的であると考えられます。

[機会]

お客さまが気候変動に適応するためのサステナブルファイナンスやトランジションファイナンス、脱炭素社会への移行を支援するソリューション提供等により、ビジネス機会を創出してまいります。

リスク管理

- ・気候変動リスクを当社の事業運営、戦略、財務計画に大きな影響を与える重要なリスクの一つと位置付け、統合的リスク管理の枠組みで管理する態勢構築に取り組んでまいります。
- ・気候変動リスクによる当社の貸出金への影響を踏まえた信用リスク、当社の有形固定資産にかかるリスク、オペレーショナル・リスク等の管理態勢構築に取り組んでまいります。
- ・環境や社会に負荷を与える可能性が高いセクターへの投融資は、投融資方針（セクターポリシー）を制定しております。詳細については、当社ホームページに開示をしております。

URL:https://www.surugabank.co.jp/surugabank/sustainability/group/sector_policy.html

（「サステナビリティ」>「当社グループのサステナビリティ」>「投融資方針（セクターポリシー）」よりご覧ください。）

指標及び目標

スルガ銀行ではCO2排出量の削減に取り組んでおります。

2022年度のCO2排出量は4,051t-CO2であり、約46%の排出削減（2013年度比）を達成しております。

2023年度のCO2排出量は1,827t-CO2であり、約76%の排出削減（2013年度比）を達成しております。

2021年度に掲げた▲46%削減目標を、2022年度に▲75%削減目標に修正しましたが、2023年度に前倒しで達成いたしました。

上記実績を踏まえ、2025年3月に温室効果ガス（CO2）排出量削減目標を『2030年度までにカーボンニュートラル』に引き上げることといたしました。

※モニタリング指標：Scope 1（直接）＋Scope 2（間接）のCO2排出量

※集計範囲：スルガ銀行の全営業店、全本部

(3) 人的資本戦略

戦略

人材の育成に関する方針

企業理念の実現、中期経営計画の達成に向けて、高い倫理観を持ち、お客さま本位の業務運営に基づく価値提供のできる人財を育成することにより、当社の持続的な成長・価値向上を目指しております。

[人財育成計画]

当社の人財育成計画は「現場での経験（OJT）」「研修（Off-JT）」「自己啓発（検定試験、資格試験、通信講座、eラーニング等）」を効果的に活用しながら、様々な研修機会を提供し、各ポジションで求められる知識、意識、スキルの習得、向上を目指します。

・全社員継続研修

企業理念の実現、コンプライアンス憲章の実践を最重要テーマとし、社員に求められる知見を高めるため、2018年度より継続的に全社員に向けて研修を実施しております。

・階層別研修

階層ごとに必要となる知識やスキルの習得を図り、特に新任者研修では、役割転換（新たな役割、期待）の理解・浸透を目的としたカリキュラムを実施しております。

[ナレッジキャリア支援（リスキリング）/専門領域 強化・育成]

中期経営計画の経営戦略に基づく「営業態勢」及び「業務態勢」の見直しにより、世代に関係なく、新たな知識・スキルの習得（リスキリング）が求められており、その対応として、全社員に対しリスキリング支援（資格取得の奨励金増額、研修/eラーニングの機会提供等）を行っております。

また専門的な事業領域拡大（IT/DX、市場ファイナンス領域 等）を見据え、専門知識を有する社員の育成や専門領域で活躍する社員のキャリア支援を行うことで、専門人材の更なる育成及び能力開発を目指してまいります。

社内環境整備に関する方針

企業理念の実現、中期経営計画の達成に向けて、すべての社員がいきいきと、やりがい・達成感・成長を感じながら、日々の業務に邁進できる環境を整備し、組織能力を高めることで、持続的な成長・価値向上を目指しております。

[ダイバーシティ推進]

- ・女性経営幹部育成

多様な価値観を企業の意思決定に反映するため、経営層に求められる資質や能力、知識や経験を得るための社内研修や、外部研修への派遣、他業種の女性社員との交流を実施し、中長期的な視点で女性リーダーの育成に取り組んでおります。

- ・仕事と育児の両立支援

仕事と育児を両立できる働き方を支援するため、育児休業からのスムーズな職場復帰、希望勤務地の配慮、時短制度拡充等、人事施策に取り組んでおります。また男性社員の育児への参画を促すことで、出産直後の配偶者の身体的・精神的な負担軽減に加え、多様な働き方によるワークライフバランスを実現するため、独自の育児支援休暇制度を導入し、積極的な取得を推進しており、次世代育成支援対策推進法に基づき、より高い水準で仕事と育児の両立支援に取り組む企業として、2025年4月に厚生労働大臣から「プラチナくるみん認定」を取得しております。

- ・多様化する社会への対応

社員一人ひとりのライフプランを尊重するため、育児や介護休業制度の拡充をはじめ、障がい者雇用の継続実施、及び特例子会社エイ・ピー・アイ(印刷会社)を通じた雇用機会の提供による重度障がい者の社会的自立への支援を実施しております。

[自律的なキャリア形成支援]

- ・社内公募制度

社員のキャリア形成の一環として、主に専門性の高い部署を中心に、希望者の公募を行っております。社員の希望部署への異動、チャレンジ、成長を支援する施策であり、エントリー・選考などは秘匿性を持って行っております。

- ・社内インターン

社員が将来のキャリアを描けるよう、他部署の仕事内容をより深く理解する場として、1週間程度実際に他部署の業務を体験する社内インターンを行っています。また、社内の掲示板で各部署の社員が「業務の内容」「身につくスキル」「やりがい」等について説明することで、常に全社員が他の部署の仕事内容を知ることができるようしております。

- ・キャリアビジョン対話

キャリア形成の意識向上を目的に、スキルを軸に「キャリアグループ」を設けております。社員は興味があるグループを選択し、所属長と対話を重ねることで、自身のキャリアを考える機会としております。

- ・早期昇格制度

2022年度より若手社員の活躍領域の拡大によるモチベーション向上やスキル、知識、経験を早期から醸成させることを目的に、登用試験の受験資格の資格要件を見直し、条件を満たせば従来より1年早く受験できる環境を整えました。これをきっかけに多くの若手社員がキャリア形成を意識し、早期昇格制度を利用して、登用試験にチャレンジしております。

- ・70歳まで活躍できる環境の整備（ベテラン社員活躍支援）

「70歳まで活躍・貢献を期待するスルガ」の姿への共感・参画を目的に、その機会の提供及びサポート体制を構築し、ベテラン社員向けの人事施策を実施しております。人事施策の一つとして、55歳以上のベテラン社員に対し、モチベーション向上、キャリアビジョンの構築策として、これまでの業務態度や実績をもとに、各部署責任者からの推薦、経営陣による協議を経てマイスター認定、シニアコンサルタント認定を行っております。

[社員エンゲージメント]

・株式報酬制度導入

当社の営業店及び各本部の所属長等で構成する幹部社員に対し、エンゲージメントを高め、かつ株主さまとの利害を共有し、人材の価値を引き出しながら、長期的な視点で企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、2023年度より株式報酬制度を導入しております。

・評価者研修・フィードバック研修

評価者に対して単に業績を評価するだけでなく、社員・組織の成長を促し、能力を最大限に引き出すことを目的とし、評価をする社員の意識・スキル向上を目指したトレーニングやフィードバック研修等を継続的に行うことで、評価における「公正性、透明性、納得性」を高めることを目指しております。

・全社員向けアンケート（全社員へのエンゲージメント調査）

社員からの忌憚のない回答を得られるよう匿名によるアンケートを年1回継続して実施しており、2024年度は社員の気持ち・考え方、職場の実態と意識、評価制度・教育研修等について計109項目の設問を設定いたしました。昨年度実施のアンケート結果と比べ、総合満足度は5.3%上昇し、中期経営計画で定めた目標である60%を達成いたしました。

特に、経営陣によるビデオメッセージ形式の情報発信の継続や、社員と経営陣の対話の場であるタウンホールミーティング等により、会社に対する評価や意識に関する多くの項目で評価が上昇いたしました。

今後も、経営陣と対話する機会の充実や適切な評価によるモチベーションの維持・向上、キャリア支援等、様々な施策を通じて、総合満足度の向上を図ってまいります。

指標及び目標

項目	概要	目標	2024年度実績
新規人的資本投資額	社員の報酬引き上げに加え、より多様な人財への雇用機会提供や、働き方改革、人財育成の充実などを通じて、社員エンゲージメントの向上を目指し、人的資本投資の更なる拡大を図る。	2023年4月から 2026年3月まで 3年間累計2.5億円	累計1.9億円
役職者に占める女性社員比率	多様性向上の一環として、女性社員が中長期の目線で活躍できる施策を展開し、役職者に占める女性社員比率の維持・向上を図る。	30%以上	32.3%
育児休業等取得率（年間）	男性も育児へ参画することでワークライフバランスの充実を促進するとともに、互いを尊重する企業風土の醸成を図るため、育児休業等取得率の目標値を男女ともに100%に設定することとし、全社員の意識改革を加速させる。	男女ともに100%	男女ともに100%達成
全社員へのエンゲージメント調査の総合満足度	全社員へのエンゲージメント調査の総合満足度を測る項目により、健全な職場環境（社員エンゲージメント）をモニタリングする。同アンケート結果を踏まえて健全な職場環境向上に資する継続的なPDCAを行うことで、更なる総合満足度の向上を図る。	60%以上	60.5%

- (注) 1. 役職者とは、当社職位アシスタントマネージャー以上であります。
2. 指標及び目標「育児休業等取得率」は以下のとおり、当社基準にて算出した数値で算出しております。
- 女性の育児休業取得者率（%）＝前年度に育児休業の取得を開始した女性社員÷前年度育児休業の取得開始が可能な女性社員数（＝100%）
- 男性の育児休業取得者率（%）＝前年度に育児休業等を取得した男性社員÷前年度に配偶者が出産した男性社員数（＝108.3%）
3. 当社グループ内に指標及び目標が未設定の会社があり、当社グループにおける記載が困難であるため、当社単体での指標及び目標を記載しております。

なお、当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。（<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/sustainability/>）

3 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等のリスクに関し、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社は、企業理念及びコンプライアンス憲章に基づき、ガバナンス体制の構築、コンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いていくことが重要課題の一つと認識しております。

また当社は、信用リスク及びコンプライアンスの不徹底等により財務状況に悪影響を及ぼすリスクを重要なリスクとして認識しております。信用リスクに関しては、貸出金ポートフォリオ分析、その他各種信用リスク分析を行うことで適切な管理をしております。コンプライアンスの不徹底等により財務状況に悪影響を及ぼすリスクに関しては、強固で適切なコーポレート・ガバナンスを発揮できる体制を構築するとともに、社員にコンプライアンス意識を浸透させるための取組みを行っております。当社及び当社グループは様々なリスクの抑制と顕在化回避を図るとともに、万一、リスクが顕在化した場合の対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関する事項が含まれておりますが、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる可能性があります。

(1) 信用リスク

- ①日本経済の低迷により、企業倒産及び個人破綻が増加した場合、与信関連費用や不良債権処理額が増加する可能性があります。
- ②特定業種、特定企業の業績低迷により、与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。
- ③不良債権の最終処理促進により、与信費用が増加する可能性があります。
- ④自己査定規程及び償却・引当規程に基づき貸倒引当金を算出しておりますが、著しい経済状態の悪化や不動産価格の下落などに伴い、自己査定基準又は償却・引当基準を変更した場合には、貸倒引当金の積み増しにより与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。
- ⑤当社の貸出金は、不動産を担保とする融資が多く、不動産価値の下落、流動性の低下により、担保資産価値が下落する可能性があります。
- ⑥当社の個人向け貸出金の多くは、賃貸を目的とした不動産取得を用途とした貸出金(投資用不動産融資)であり、不動産市況の悪化や不動産の経年劣化により、入居率の低下等が起き、債務者の賃料収入が減少した際には、与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。
- ⑦投資用不動産融資案件については、融資審査書類等の偽装・改ざんを完全に排除すべく融資審査態勢の構築に努めておりますが、偽装・改ざんの点検に過誤があった場合には、債務者の返済能力や担保資産価値の評価の誤謬により、与信関連費用や不良債権額が増加する可能性があります。
- ⑧有価証券価値の下落、流動性の低下により、担保資産価値が下落する可能性があります。

(2) コンプライアンスの不徹底や、リスク管理・内部監査体制が適切に機能しないこと等により直接的又は間接的に損失が発生するリスク

コンプライアンスの不徹底に起因し、過去又は将来の事業活動に関して、多額の損害賠償請求訴訟や集団訴訟等を提起された場合など、その訴訟の帰趨によっては、当社及び当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、リスク管理・内部監査体制が適切に機能しないことにより、リスクの予兆の看過やリスクの評価の誤謬等を招き、当社及び当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる可能性や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります(資金繰りリスク)。また、債券などの金融商品の売買において、市場の混乱などにより取引ができなくなる可能性や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります(市場流動性リスク)。

(4) 市場リスク

- ①株式市場の低迷により、保有株式の評価損、株式関係損失が増加する可能性があります。
- ②市場金利の変動により、保有債券の評価損、債券関係損失が増加する可能性があります。

(5) オペレーショナル・リスク

① 事務リスク

各種取引に伴う事務を適宜適切に処理しなかったこと、事務プロセスそのものの不備、及び外部者による窃盗や詐欺などの事故が発生した場合、金融資産の喪失や原状回復にかかわる対応費用などの発生により損失を被る可能性があります。

② システムリスク

災害、各種機器や通信回線の故障、プログラムの不備などによりコンピューターシステムが停止・誤作動した場合や、コンピューターの不正使用、サイバー攻撃などにより情報の破壊や流出が発生した場合、決済機能やサービス業務の停止、社会的信用の失墜などによって、業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理リスク・業務委託リスク

当社及び当社グループが管理している顧客情報や経営情報などについて漏えい、紛失、改ざん、不正使用などが発生した場合、社会的信用の失墜などによって業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社及び当社グループ業務の委託先において、委託した業務に関する事故、システム障害、情報漏えいなどの事故が発生した場合、社会的信用の失墜などによって、業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 有形資産リスク

災害又は資産管理の契約不適合などの結果、当社及び当社グループの所有する有形資産が毀損した場合や当社の有形資産が顧客などに損害を与えた場合、有形資産の再構築費用などの発生や、社会的信用の失墜などによって、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人的リスク

人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題などに関連する重大な訴訟などが発生した場合、社会的信用の失墜などによって、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 風評リスク

地域、取引先、投資家、報道機関、インターネットなどにおいて、事実と異なる風説や風評により評判が悪化した場合や、不適切な業務運営などが公になり当社及び当社グループに対する信頼が低下し業務運営に支障をきたした場合、社会的信用の失墜などによって、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ その他オペレーショナル・リスク

上記①～⑥以外のオペレーショナル・リスク事象が発生した場合、金融資産の喪失や原状回復にかかわる対応費用などの発生により損失を被る可能性があります。

(6) 事業戦略に関するリスク

当社は、2019年11月に発表した中期経営計画“Re:Start 2025”及び、2023年4月に発表した“Re:Start 2025 Phase 2”において、2019年度から2025年度までを計画期間とする様々な戦略や施策を実行しております。

しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性、本項に示した各種リスクの顕在化又は経済環境の変化等により発表した数値目標を達成できない可能性があります。

なお、当社グループの経営計画の内容につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

また、このほかに同業他社や異業種との競合により競争が激化し、想定した成果の実現に至らない可能性があります。

(7) 現行規制・制度への対応及び将来の規制・制度変更に関するリスク

当社及び当社グループは、現時点の規制（法律、規則、政策、実務慣行等）に従って業務を行っており、これらの規制への対応及び、将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈等の変更により、当社の業務遂行等に影響を及ぼす可能性があります。

①業績の悪化に伴う回収可能性の判断、制度変更等により、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

②年金制度が変更された場合、年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、予定給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、金利環境の変動その他の要因により、年金債務及び未認識債務に影響を及ぼす可能性があります。

③固定資産の減損に係る会計基準及び適用指針の変更や、所有する固定資産に損失が発生した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

④業績の悪化及び自己資本比率規制の変更等により、自己資本が毀損する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、当社及び当社グループは「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）」に定められる、国内基準における最低所要水準以上の連結自己資本比率及び単体自己資本比率を維持する必要があります。

(8) 格付低下のリスク

格付機関が付与する当社の格付低下により、不利な条件での取引を余儀なくされるリスクや、取引を制限・停止される可能性があります。

(9) 自然災害等に関するリスク

気候変動や異常気象により風水害等の自然災害が発生した場合や、当社及び当社グループの主要営業基盤である静岡県及び神奈川県を中心とした巨大地震が発生した場合、当社及び当社グループ自身の被災による損害のほか、取引先の業績悪化による信用リスクの上昇などを通じて、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 金融犯罪に関するリスク

当社及び当社グループは、キャッシュカードの偽造・盗難や特殊詐欺などの高度化する金融犯罪の発生を未然に防止するため、セキュリティ強化の取組みを行っております。しかしながら、不公正・不適切な取引を未然に防止できなかった場合には、不測の損失の発生や社会的信用の失墜などにより、当社及び当社グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止対策の不備による制裁等のリスク

当社及び当社グループは、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止を経営の重要な課題と位置づけ、管理態勢強化の取組みを行っております。しかしながら、マネー・ロンダリング等に関する法令遵守状況が不十分であった場合には、課徴金や業務改善命令等の行政処分を受けることが考えられます。また、これらにより社会的信用が失墜し、当社及び当社グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

<業績>

連結ベースの主要勘定につきまして、貸出金の期末残高は、中期経営計画“Re:Start 2025”が順調に進捗し、新規貸出が想定を上回ったことなどが寄与し、全体では前期末比1,162億22百万円増加の2兆1,928億35百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比528億75百万円増加の3,289億56百万円となりました。預金の期末残高は、前期末比964億89百万円減少の3兆1,484億18百万円となりました。

連結ベースの損益の状況につきまして、経常収益は、株式等売却益の減少等に伴うその他経常収益の減少等により、前期比3億55百万円減少の910億92百万円となりました。経常費用については、国債等債券償還損の減少等により、前期比58億73百万円減少の649億32百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比55億18百万円増加し、261億59百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比48億2百万円増加し、201億77百万円となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

銀行の経常収益は前期比4億33百万円減少の831億86百万円、セグメント利益は前期比54億93百万円増加の256億49百万円となりました。その他における経常収益は前期比1億5百万円増加の94億2百万円、セグメント利益は前期比92百万円減少の6億49百万円となりました。

連結ベースの自己資本比率（国内基準）につきましては、11.84%となりました。なお、当社は、当連結会計年度末よりバーゼルⅢ最終化完全実施ベースを適用しております。（経過措置を適用しておりません。）

<キャッシュ・フローの状況>

連結ベースのキャッシュ・フローの状況につきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、2,084億82百万円の支出超過（前期は930億75百万円の支出超過）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により、564億47百万円の支出超過（前期は451億36百万円の収入超過）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出等により、159億16百万円の支出超過（前期は82億53百万円の支出超過）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末比2,808億47百万円減少し、6,844億57百万円（前期末は9,653億5百万円）となりました。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討結果は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

<財政状態>

連結ベースの主要勘定につきまして、貸出金の期末残高は、前期末比1,162億22百万円増加の2兆1,928億35百万円となりました。リスク管理債権については、前期末比171億57百万円減少の1,933億68百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比528億75百万円増加の3,289億56百万円となりました。預金の期末残高は、前期末比964億89百万円減少の3兆1,484億18百万円となりました。

なお、当社単体(銀行)の主要勘定については次のとおりです。

(1) 貸出金

貸出金の期末残高は、前期末比1,171億11百万円増加の2兆1,838億43百万円となりました。貸出金の期中平均残高は、前期比512億36百万円増加の2兆1,002億73百万円となりました。

(2) 有価証券

有価証券の期末残高は、前期末比530億15百万円増加の3,346億90百万円となりました。

(3) 繰延税金資産・負債

繰延税金資産は、前期末比16億28百万円減少の58億48百万円の計上となりました。

(4) 預金

預金の期末残高は、前期末比964億15百万円減少の3兆1,540億78百万円となりました。預金の期中平均残高は、前期比1,218億49百万円減少の3兆1,565億51百万円となりました。

<経営成績>

連結ベースの損益の状況につきまして、経常収益は、株式等売却益の減少等に伴うその他経常収益の減少等により、前期比3億55百万円減少の910億92百万円となりました。経常費用については、国債等債券償還損の減少等により、前期比58億73百万円減少の649億32百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比55億18百万円増加し、261億59百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比48億2百万円増加し、201億77百万円となりました。

なお、当社単体(銀行)の損益の状況については次のとおりです。(カッコ内は、前期比増減額)

(1) 業務粗利益

業務粗利益は、国債等債券損益の改善等により、前期比71億12百万円増加の582億87百万円となりました。

(2) 経費

経費は、前期比48百万円増加の352億7百万円となりました。

(3) 業務純益

コア業務純益は、資金利益及び役務取引等利益の増加等により、前期比13億74百万円増加の247億28百万円となりました。業務純益は、前期比70億65百万円増加の230億80百万円となりました。

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券損益

(4) 経常利益

経常利益は、国債等債券損益の改善等により、前期比54億93百万円増加の256億49百万円となりました。

(5) 当期純利益

当期純利益は、経常利益の増加等により、前期比47億59百万円増加の197億84百万円となりました。

(6) 与信費用

不良債権処理額は、前期比14億38百万円減少し、73億58百万円となりました。貸倒引当金戻入益は、前期比9億29百万円減少の36億18百万円となりました。この結果、与信費用は、前期比5億9百万円減少の37億39百万円となりました。

実質与信費用は、前期比1億9百万円減少の△21億68百万円となりました。

※与信費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金戻入益

※実質与信費用＝与信費用－償却債権取立益

中期経営計画における2025年度目標計数に対し、当連結会計年度の計数は以下のとおりとなりました。

メインKPI	当連結会計年度計数	(ご参考) 中期経営計画における 2025年度目標計数
経常利益(単体)	256億円	170億円
親会社株主に帰属する当期純利益	201億円	135億円
自己資本比率(単体) (バーゼルⅢ最終化ベース)	11.27%	実質10%以上

サブKPI	当連結会計年度計数	(ご参考) 中期経営計画における 2025年度目標計数
新事業粗利益(単体)	188億円	190億円以上
経費(単体)	352億円	340億円以内
実質与信費用比率(単体)	△9bps	10bps程度

(注) 実質与信費用比率(単体)は、実質与信費用÷貸出金等平残(貸出金＋買入金銭債権)で算出しております。

<キャッシュ・フローの状況>

連結ベースのキャッシュ・フローの状況につきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等により、2,084億82百万円の支出超過（前期は930億75百万円の支出超過）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により、564億47百万円の支出超過（前期は451億36百万円の収入超過）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出等により、159億16百万円の支出超過（前期は82億53百万円の支出超過）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末比2,808億47百万円減少し、6,844億57百万円（前期末は9,653億5百万円）となりました。

当社グループの設備、成長分野への投資及び株主還元等は自己資金で対応する予定であります。

貸出金や有価証券の運用については、大部分を顧客からの預金にて調達しております。

また、当社グループでは、「市場・流動性リスク管理規程」を制定し、安定した資金繰りと高い流動性の確保に努めるとともに、流動性リスクが顕在化した場合におけるリアルタイムな資金繰りの把握及び報告体制等、適切な流動性リスク管理体制の構築を図っております。流動性の状況等については、定期的に統合リスク管理委員会に報告しております。

<自己資本比率>

自己資本比率（国内基準）は、連結ベースで11.84%、単体ベースで11.27%となりました。なお、当社は、当連結会計年度末よりパーゼルⅢ最終化完全実施ベースを適用しております。（経過措置を適用しておりません。）

<重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定>

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針及び当該見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって、会計上の見積りを決定する際に使用した測定のプロセスは、当社の状況から見て適切であると判断しております。当社が使用した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

（貸倒引当金）

当社の貸倒引当金は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に基づいて定めた償却・引当基準により計上しております。当社の債権の評価にあたって使用した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、現時点における状況を適切に反映させていると判断しております。しかし、その仮定は不確実性が高く、その見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じた場合、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

<参考>

(1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の部門別収支は、資金運用収支が国内業務部門で658億48百万円、国際業務部門で25百万円、全体で658億73百万円、役務取引等収支が国内業務部門で△12億23百万円、国際業務部門で6百万円、全体で△12億17百万円、その他業務収支が国内業務部門で1億28百万円、国際業務部門で△15億27百万円、全体で△13億99百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	65,094	37	—	65,132
	当連結会計年度	65,848	25	—	65,873
うち資金運用収益	前連結会計年度	66,226	105	△43	66,288
	当連結会計年度	68,394	101	△70	68,425
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,132	67	△43	1,155
	当連結会計年度	2,545	76	△70	2,551
信託報酬	前連結会計年度	0	—	—	0
	当連結会計年度	0	—	—	0
役務取引等収支	前連結会計年度	△2,139	22	—	△2,117
	当連結会計年度	△1,223	6	—	△1,217
うち役務取引等収益	前連結会計年度	7,486	39	—	7,525
	当連結会計年度	8,627	22	—	8,650
うち役務取引等費用	前連結会計年度	9,626	16	—	9,643
	当連結会計年度	9,851	15	—	9,867
その他業務収支	前連結会計年度	△7,062	25	—	△7,037
	当連結会計年度	128	△1,527	—	△1,399
うちその他業務収益	前連結会計年度	3,738	25	—	3,764
	当連結会計年度	4,132	1	—	4,133
うちその他業務費用	前連結会計年度	10,801	—	—	10,801
	当連結会計年度	4,004	1,529	—	5,533

- (注) 1. 当社及び連結子会社は、海外拠点を有していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。
2. 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定であります。
3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円 当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。
4. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定は、平均残高が全体で3兆3,959億96百万円、利息が全体で684億25百万円、利回りが2.01%となりました。主なものは貸出金であります。資金調達勘定は、平均残高が全体で3兆1,511億24百万円、利息が全体で25億51百万円、利回りが0.08%となりました。主なものは預金であります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,395,690	66,226	1.95
	当連結会計年度	3,394,355	68,394	2.01
うち貸出金	前連結会計年度	2,058,811	61,153	2.97
	当連結会計年度	2,109,827	60,480	2.86
うち商品有価証券	前連結会計年度	63	0	0.51
	当連結会計年度	45	0	0.33
うち有価証券	前連結会計年度	261,420	1,290	0.49
	当連結会計年度	237,140	2,900	1.22
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	58,087	15	0.02
	当連結会計年度	117,054	354	0.30
うち買入金銭債権	前連結会計年度	129,611	2,900	2.23
	当連結会計年度	122,017	2,865	2.34
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	820,910	822	0.10
	当連結会計年度	740,070	1,722	0.23
資金調達勘定	前連結会計年度	3,271,192	1,132	0.03
	当連結会計年度	3,149,947	2,545	0.08
うち預金	前連結会計年度	3,270,325	1,123	0.03
	当連結会計年度	3,149,315	2,540	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	210	0	0.01
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 当社及び連結子会社は、海外拠点を持していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年ごとの残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。
4. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度144,614百万円 当連結会計年度25,335百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度99百万円 当連結会計年度99百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円 当連結会計年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	69,040	105	0.15
	当連結会計年度	69,840	101	0.14
うち貸出金	前連結会計年度	259	17	6.84
	当連結会計年度	62	4	6.71
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	63,342	1	0.00
	当連結会計年度	66,505	62	0.09
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	612	33	5.40
	当連結会計年度	427	22	5.15
うち買入金銭債権	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	69,180	67	0.09
	当連結会計年度	69,376	76	0.11
うち預金	前連結会計年度	2,327	8	0.35
	当連結会計年度	1,134	2	0.22
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 当社及び連結子会社は、海外拠点を有していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。
2. 当社の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年ごとの残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 資金運用勘定の利息には、資金関連スワップに係るその他の受入利息(前連結会計年度一百万円 当連結会計年度一百万円)を含んでおります。
4. 資金調達勘定の利息には、資金関連スワップに係るその他の支払利息(前連結会計年度15百万円 当連結会計年度3百万円)を含んでおります。
5. 国際業務部門は、当社及び連結子会社の外貨建取引、円建対非居住者取引及び特別国際金融取引勘定であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,464,731	△66,786	3,397,944	66,332	△43	66,288	1.95
	当連結会計年度	3,464,195	△68,198	3,395,996	68,495	△70	68,425	2.01
うち貸出金	前連結会計年度	2,059,070	—	2,059,070	61,171	—	61,171	2.97
	当連結会計年度	2,109,890	—	2,109,890	60,484	—	60,484	2.86
うち商品有価証券	前連結会計年度	63	—	63	0	—	0	0.51
	当連結会計年度	45	—	45	0	—	0	0.33
うち有価証券	前連結会計年度	324,762	—	324,762	1,291	—	1,291	0.39
	当連結会計年度	303,645	—	303,645	2,962	—	2,962	0.97
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	58,699	—	58,699	48	—	48	0.08
	当連結会計年度	117,482	—	117,482	376	—	376	0.32
うち買入金銭債権	前連結会計年度	129,611	—	129,611	2,900	—	2,900	2.23
	当連結会計年度	122,017	—	122,017	2,865	—	2,865	2.34
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	820,910	—	820,910	822	—	822	0.10
	当連結会計年度	740,070	—	740,070	1,722	—	1,722	0.23
資金調達勘定	前連結会計年度	3,340,373	△66,786	3,273,586	1,199	△43	1,155	0.03
	当連結会計年度	3,219,323	△68,198	3,151,124	2,622	△70	2,551	0.08
うち預金	前連結会計年度	3,272,653	—	3,272,653	1,131	—	1,131	0.03
	当連結会計年度	3,150,450	—	3,150,450	2,543	—	2,543	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	210	—	210	0	—	0	0.01
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度144,614百万円 当連結会計年度25,335百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度99百万円 当連結会計年度99百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円 当連結会計年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門は86億27百万円、国際業務部門は22百万円、全体で86億50百万円となりました。一方役務取引等費用は、国内業務部門は98億51百万円、国際業務部門は15百万円、全体で98億67百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	7,486	39	—	7,525
	当連結会計年度	8,627	22	—	8,650
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	4,160	—	—	4,160
	当連結会計年度	5,415	—	—	5,415
うち為替業務	前連結会計年度	1,167	39	—	1,206
	当連結会計年度	1,176	22	—	1,198
うち信託報酬	前連結会計年度	0	—	—	0
	当連結会計年度	0	—	—	0
うち証券関連業務	前連結会計年度	133	—	—	133
	当連結会計年度	83	—	—	83
うち代理業務	前連結会計年度	1,363	—	—	1,363
	当連結会計年度	1,433	—	—	1,433
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	209	—	—	209
	当連結会計年度	204	—	—	204
うち保証業務	前連結会計年度	8	—	—	8
	当連結会計年度	8	—	—	8
うちその他業務	前連結会計年度	443	—	—	443
	当連結会計年度	305	—	—	305
役務取引等費用	前連結会計年度	9,626	16	—	9,643
	当連結会計年度	9,851	15	—	9,867
うち為替業務	前連結会計年度	522	16	—	538
	当連結会計年度	645	15	—	661

(注) 当社及び連結子会社は、海外拠点を有していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,243,069	1,838	3,244,907
	当連結会計年度	3,147,868	550	3,148,418
うち流動性預金	前連結会計年度	1,558,398	—	1,558,398
	当連結会計年度	1,556,021	—	1,556,021
うち定期性預金	前連結会計年度	1,618,016	—	1,618,016
	当連結会計年度	1,512,550	—	1,512,550
うちその他	前連結会計年度	66,653	1,838	68,492
	当連結会計年度	79,296	550	79,846
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
総合計	前連結会計年度	3,243,069	1,838	3,244,907
	当連結会計年度	3,147,868	550	3,148,418

(注) 1. 当社及び連結子会社は、海外拠点を有していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金

(5) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,076,613	100.00	2,192,835	100.00
製造業	38,510	1.86	53,416	2.44
農業、林業	9	0.00	1,301	0.06
漁業	14	0.00	301	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	50	0.00	50	0.00
建設業	17,699	0.85	17,764	0.81
電気・ガス・熱供給・水道業	816	0.04	2,697	0.12
情報通信業	1,709	0.08	2,366	0.11
運輸業、郵便業	15,452	0.74	19,094	0.87
卸売業、小売業	35,727	1.72	36,144	1.65
金融業、保険業	32,128	1.55	53,381	2.44
不動産業、物品賃貸業	250,598	12.07	395,226	18.02
各種サービス業	77,677	3.74	74,526	3.40
国・地方公共団体	28,296	1.36	30,768	1.40
その他	1,577,928	75.99	1,505,801	68.67
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,076,613	—	2,192,835	—

(注) その他には貸貸用不動産向け融資を含んでおります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	21,406	—	21,406
	当連結会計年度	61,389	—	61,389
地方債	前連結会計年度	115,524	—	115,524
	当連結会計年度	128,141	—	128,141
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	22,163	—	22,163
	当連結会計年度	31,066	—	31,066
株式	前連結会計年度	49,436	—	49,436
	当連結会計年度	53,288	—	53,288
その他の証券	前連結会計年度	6,918	60,632	67,550
	当連結会計年度	9,478	45,592	55,070
合計	前連結会計年度	215,449	60,632	276,081
	当連結会計年度	283,364	45,592	328,956

(注) 1. 当社及び連結子会社は、海外拠点を有していないため、国内、海外の区分に代えて国内業務部門、国際業務部門の区分で記載しております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

○ 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現金預け金	1,012	100.00	920	100.00
合計	1,012	100.00	920	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,012	100.00	920	100.00
合計	1,012	100.00	920	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度46百万円 当連結会計年度46百万円

2. 共同信託他社管理財産については、職務分担型共同受託方式による信託財産はありません。

3. 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度、当連結会計年度の取扱残高はありません。

○ 併營業務の状況

	前連結会計年度 (2024年3月31日)			当連結会計年度 (2025年3月31日)		
財産に関する遺言の執行	引受 20件	終了 27件	期末現在 12件	引受 22件	終了 22件	期末現在 12件

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2025年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	11.84
2. 連結における自己資本の額	273,586
3. リスク・アセット等の額	2,310,276
4. 連結総所要自己資本額	92,411

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2025年3月31日
1. 単体自己資本比率（2／3）	11.27
2. 単体における自己資本の額	259,260
3. リスク・アセット等の額	2,300,070
4. 単体総所要自己資本額	92,002

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの及び貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額(単体)

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	113,939	102,360
危険債権	53,336	59,131
要管理債権	37,964	26,299
正常債権	1,870,501	2,003,728

5 【重要な契約等】

2024年4月1日施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2023年12月22日 令和5年内閣府令第81号)第3条第4項の経過措置により、この府令に規定された記載すべき事項のうち、府令の施行前に締結された契約に係るものについては、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社及び子会社における設備等については次のとおりであります。
銀行においては、本部設備の改修及び事務合理化と顧客サービス機能の充実を図るために事務機器投資等を行いました結果、銀行における設備投資の総額は8億円となりました。
なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2025年 3 月 31 日現在)												
	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当社	—	本店 ほか58店	静岡県	銀行	店舗	(14,925) 54,295	7,270	4,947	867	72	13,157	476
	—	横浜支店 ほか34店	神奈川県	銀行	店舗	(2,577) 11,994	3,008	1,395	275	12	4,691	235
	—	東京支店 ほか2店	東京都	銀行	店舗	—	—	68	31	4	104	260
	—	札幌 ローンプラザ	北海道	銀行	店舗	—	—	1	5	1	7	4
	—	千葉 ローンプラザ	千葉県	銀行	店舗	—	—	1	2	1	4	5
	—	大宮 ローンプラザ	埼玉県	銀行	店舗	—	—	0	7	1	10	7
	—	名古屋支店	愛知県	銀行	店舗	—	—	28	9	1	38	10
	—	大阪支店	大阪府	銀行	店舗	—	—	0	0	0	0	9
	—	福岡 ローンプラザ	福岡県	銀行	店舗	—	—	14	5	1	21	6
	—	スルガ平 本部	静岡県 駿東郡 長泉町	銀行	事務 センター	16,232	1,294	373	4	—	1,672	160
	—	社宅・寮	静岡県 沼津市ほか	銀行	社宅・寮	22,194	2,724	204	5	—	2,934	—
	—	その他の 施設	静岡県 沼津市ほか	銀行	その他の 施設	357,209	3,977	1,317	138	0	5,434	—
		合計				(17,503) 461,926	18,274	8,353	1,353	96	28,078	1,172

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
連結 子会社	スルガ スタッフ サービス 株式会社	本社	静岡県 沼津市	その他	事業所	—	—	—	0	—	0	7
	ダイレクトワ ン株式会社	本社ほか	〃 沼津市ほか	その他	事業所	7,548	151	584	74	0	809	140
	株式会社 エイ・ピー ・アイ	本社	〃 沼津市	その他	本社 ・工場	—	—	19	6	0	26	16
	スルガ カード 株式会社	営業所	〃 沼津市	その他	事業所	—	—	20	3	7	31	17
	スルガ・ キャピタル 株式会社	本社	〃 沼津市	その他	事業所	—	—	—	—	—	—	—
	スルガコン ピューター サービス 株式会社	本社	〃 駿東郡 長泉町	その他	事業所	—	—	4	0	—	5	53
		合計				7,548	151	628	84	7	872	233

- (注) 1. 土地の面積の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,948百万円であります。
2. 動産は、事務機器415百万円、その他器具備品等1,022百万円であります。
3. 店舗外現金自動設備76か所は上記に含めて記載しております。
4. 連結子会社が親会社より賃借する土地・建物は、当社の土地・建物に含めて記載しております。
5. リース資産については、当社及び連結子会社各社におけるリース資産計上額を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

2025年3月31日現在、計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1)新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額	既支払額			
当社	大阪ローンプラザ	大阪府 大阪市北区	移転	銀行業	店舗	77	—	自己資金	2025年5月	2025年5月

(注)上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2)除却

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除却等の予定年月
当社	御殿場駅支店	静岡県御殿場市	銀行業	店舗	9	2025年5月
当社	大阪支店 (旧)	大阪府大阪市北区	銀行業	店舗	0	2025年5月
当社	松崎支店	静岡県賀茂郡松崎町	銀行業	店舗	3	2025年6月
当社	榛原支店	静岡県牧之原市	銀行業	店舗	2	2025年6月

(注)上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	197,139,248	197,139,248	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。
計	197,139,248	197,139,248	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月30日(注)	△35,000	197,139	—	30,043	—	18,585

(注) 発行済株式総数増減数の減少は、自己株式の消却によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	5	22	33	653	178	41	18,532	19,464	—
所有株式数 (単元)	7,774	382,515	31,938	587,777	545,923	114	412,967	1,969,008	238,448
所有株式数 の割合(%)	0.39	19.43	1.62	29.85	27.73	0.01	20.97	100.00	—

- (注) 1. 自己株式13,209,575株は「個人その他」に132,095単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。
2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式は、「金融機関」の欄に2,569単元、「単元未満株式の状況」の欄に98株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	35,089	19.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	17,131	9.31
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	7,351	3.99
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD. (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	94 SOLARIS AVENUE, CAMANA BAY, PO BOX 1348 GRAND CAYMAN, KY1-1108, CAYMAN ISLAND (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,137	3.33
ARIAKE MASTER FUND (常任代理人 立花証券株式会社)	C/O HARNEYS FIDUCIARY (CAYMAN) LIMITED, 4TH FLOOR HARBOUR PLACE, 103 SOUTH CHURCH STREET, PO BOX 10240, GRAND CAYMAN KY1-1002, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14)	6,129	3.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	5,549	3.01
一般財団法人スルガ奨学財団	静岡県沼津市通横町23番地	5,401	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	4,332	2.35
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都千代田区大手町1丁目9-7大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	4,087	2.22
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,029	2.19
計	—	95,240	51.78

- (注) 1. 上記の信託銀行所有株式のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 17,131千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口) 5,549千株
2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式は含まれておりません。
3. 上記のほか、当社が自己株式として13,209千株を保有しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,209,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,691,300	1,836,913	—
単元未満株式	普通株式 238,448	—	—
発行済株式総数	197,139,248	—	—
総株主の議決権	—	1,836,913	—

(注) 1. 当事業年度末現在の「単元未満株式」には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

2. 株式付与ESOP信託が保有する当社株式は、「完全議決権株式(その他)」の欄に256,900株(議決権の数2,569個)、「単元未満株式」の欄に98株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	13,209,500	—	13,209,500	6.70
計	—	13,209,500	—	13,209,500	6.70

(注) 株式付与ESOP信託が保有する当社株式は、上記の自己保有株式には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の営業店及び各本部の所属長等で構成する幹部社員等(国内非居住者を除く。以下、「幹部社員等」という。)に対して、長期的な視点で企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、株式付与ESOP信託を導入しております。

a. 本制度の概要

ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部社員等に、当社株式の換価処分金相当額の金銭を退職時に交付及び給付するものです。

b. 対象者に給付する予定の株式の総数または総額

株式の総数 256,998株

株式の総額 148百万円

c. 本制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

幹部社員等のうち、株式交付規程に定める一定の要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2024年4月4日）での決議状況 （取得期間2024年5月13日～2024年9月30日）	6,000,000	7,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	6,000,000	6,505,308,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	494,691,100
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	7.06
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	—	7.06

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年2月6日）での決議状況 （取得期間2025年2月7日～2025年4月30日）	4,500,000	6,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	3,029,900	3,999,076,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,470,100	2,000,923,500
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	32.66	33.34
当期間における取得自己株式	1,470,100	1,812,026,900
提出日現在の未行使割合（％）	—	3.14

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年5月12日）での決議状況 （取得期間2025年5月13日～2026年1月31日）	12,500,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	100.00	100.00

2025年5月12日開催の取締役会において、当社普通株式につき公開買付けを行うことを決議しました。公開買付けの概要は以下のとおりです。

買付け等の期間（取得期間）：2025年5月13日（火曜日）から2025年6月9日（月曜日）まで（20営業日）

買付け等の価格：1株につき金1,155円

買付け予定数：6,212,910株

決済の開始日：2025年7月1日（火曜日）

（注） 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2, 070	2, 327, 233
当期間における取得自己株式 (注)	119	151, 260

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	35, 000, 000	22, 767, 195, 500	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
株式報酬制度による処分	157, 000	165, 321, 000	—	—
単元未満株式買増請求による処分	—	—	—	—
保有自己株式数	13, 209, 575	—	14, 679, 794	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による処分、株式報酬制度による処分、単元未満株式の買取及び取締役会決議に基づく取得による株式数は含めておりません。

2. 「保有自己株式数」には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討し、株主還元の充実に努めることを株主還元の基本方針としたうえで、配当政策は、配当性向30%程度を目安とした安定配当を基本方針としております。また、自己株式取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施いたします。

内部留保につきましては、企業価値向上に資するべく、成長力の維持及び競争力の確保のための原資として活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨及び中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度における年間配当金は、業績等を総合的に勘案し、期末配当金を1株当たり14.50円とし、中間配当金14.50円と合わせて1株当たり29.00円とさせていただきます。

なお、当事業年度にかかる剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月12日 取締役会決議	2,710	14.50
2025年5月12日 取締役会決議	2,666	14.50

(注)配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」の実現に向けて、役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を制定し、実践することにより、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の醸成に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

- (i) 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に取り組み、株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (ii) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。

取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全で倫理的な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

- (iii) 「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げ、法令やルールのみならず社会規範や銀行の公共性に鑑みた誠実な行動を行います。当社は、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行います。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。

取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。

- (iv) 監査等委員会設置会社制度のもと、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、監視体制の強化を通じて、経営の透明性・客観性を高めてまいります。また、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するための体制を整備します。

- (v) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とし、適法性の観点だけでなく妥当性の観点からも監査等を行うことにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、監査等委員会には、監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任、報酬等についての株主総会における意見陳述権が付与されており、経営の透明性・客観性を高めております。これらの監視体制を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入しております。また、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。

(取締役会)

取締役会は、2025年6月24日現在、取締役10名で構成され、法令、定款又は取締役会規程で決議事項を定め、業務執行の監督、及び経営に関する重要事項、基本方針等の審議及び決議を行っています。取締役10名のうち4名の社外取締役を選任し、意思決定の透明性確保と取締役会の活性化を図っております。取締役会は、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、当社の取締役（監査等委員を除く）を12名以内及び監査等委員である取締役を3名以上5名以内とする旨、また、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。さらに、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

取締役会の構成（2025年6月24日現在）

議長（監査等委員である社外取締役） 行方 洋一

その他の構成員

監査等委員でない取締役、社内 5名

監査等委員でない取締役、社外 2名

監査等委員である取締役、社内 1名

監査等委員である取締役、社外 1名

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件及び監査等委員である取締役4名選任の件を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成は以下のとおりです。

取締役会の構成

監査等委員でない取締役、社内	5名
監査等委員でない取締役、社外	3名
監査等委員である取締役、社内	1名
監査等委員である取締役、社外	3名

なお、取締役の氏名等については、「(2) 役員の状況」に記載しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査を実施し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、重要な会議へ出席し、また本部各部署や営業店の監査等を通じて取締役の職務執行状況等を監査しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社内取締役は1名、社外取締役は2名、うち女性1名）で構成され、原則毎月1回開催しております。

また、監査等委員会は、監査等委員会監査を有効かつ効率的に実施するため、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部及び連結子会社等の役員等と、定期的な会合を開催して情報・意見交換を行い、連携を図っております。

※当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の監査等委員である取締役は4名（うち社内取締役は1名、社外取締役は3名、うち女性2名）です。

(業務執行会議)

業務執行会議は、業務執行に係る重要事項の審議及び決議を行っており、業務執行会議の議事内容及び資料を取締役に報告しております。

構成員は、代表取締役及び執行役員で構成され、原則毎月2回開催しております。

(任意の指名・報酬委員会)

指名・報酬委員会は、取締役等の指名・報酬について取締役会に対して勧告を行うこととしており、取締役等の人事・報酬に関する手続の客観性及び透明性を確保することで、監督機能を強化しております。

指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役、委員長を独立社外取締役とし、2025年6月24日現在、社内取締役1名、社外取締役3名で構成されております。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項を審議しており、審議内容及び資料を取締役に報告しております。

構成員はCCOを委員長とし、監査等委員である取締役を除く取締役及び執行役員を中心に構成され、原則毎月1回開催しております。

(サステナビリティ推進委員会)

サステナビリティ推進委員会は、スルガ銀行グループのサステナビリティ推進活動に関して、広範なステークホルダー視点での持続的かつ長期的な企業価値向上に努めるための全体計画の立案、進捗状況のモニタリングを行い、定期的に取締役会に報告・提言を行っております。

構成員は代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等で構成され、監査等委員である取締役等がオブザーバーとして参加しております。

(リスク委員会)

ALM委員会、統合リスク管理委員会のほか、各種リスク委員会を設置しております。各種リスク委員会は市場リスクや信用リスク等について、業務執行会議に提案、報告するとともに、重要な事項については取締役会に報告することで、リスク管理体制の強化を図っております。

(内部統制システムの整備の状況)

当社は、経営の健全性維持及び会社の業務の適正性確保のため、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

(内部統制システム構築の基本方針)

当社は、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するために内部統制システムの構築が経営の最重要課題であるとの認識のもと、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

取締役会はコンプライアンスを経営の最重要課題に掲げ、体制を整備し、企業理念の実現に向け、全ての行動判断基準となるコンプライアンス憲章の実践に取り組んでまいります。本基本方針に基づき構築される内部統制システムは、その実効性を高めるために、定期的に運用状況进行评估し、不断に見直されるものであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、職務決裁権限規程等を整備し、決裁区分を明確にするとともに、取締役会や取締役が執行を監督する体制整備を行っております。
- (2) 当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えております。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図っております。
- (3) 役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図っております。
- (4) 取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線及び第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」(第1線の営業店等、第2線のコンプライアンス統括部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第3線の内部監査部)の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視しております。
 - ① 支店長をはじめとする営業店等(第1線)のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させております。
 - ② リスクに対する監視を行う管理部門(第2線)は、独立した立場から、営業店等(第1線)の自律的なリスク管理を支援・牽制しております。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理しております。
 - ③ 社長直轄の内部監査部(第3線)が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査しております。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めてまいります。
- (5) コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会において審議した内容は、定期的に取締役会に報告しております。
- (6) コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてCCO(Chief Compliance Officer)を設置しております。
- (7) 役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
- (8) 社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならないこと、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させております。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにCCO及びコンプライアンス・リスク管理本部長に報告しております。CCOは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底しております。

- (9) 内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置しております。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはCCOに対して通報内容等を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行うことができます。
- (10) 法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対応を行っております。
- (11) 健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取り組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理しております。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求めることができる体制としております。
- (2) 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置しております。
統合的リスク管理体制の構築にあたっては、リスクアペタイト・フレームワークを用い、中期経営計画等の事業戦略と整合させつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する取り組みを計画・実践・モニタリング・修正する体制を構築しております。
また、個別の各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク、市場リスク等の個別のリスクを管理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。
- (2) 収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理態勢の強化を図っております。
- (3) 融資審査管理態勢については、第1線の営業店等、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築しております。営業店等のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の責任を負う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制としています。
- (4) コンプライアンス・リスク管理本部信用リスク管理室が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行っております。
- (5) 重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、業務執行会議で審議のうえ、取締役会へ報告しております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しております。
- (6) 市場運用管理態勢については、市場金融部に市場運用を行う部門、コンプライアンス・リスク管理本部に市場・流動性リスクの管理部門を設け、牽制機能が発揮できる態勢としております。また、ALM委員会は有価証券等の保有状況、限度枠及び管理基準の順守状況と使用状況等のモニタリングを行い、審議内容を業務執行会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- (7) 内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化しております。内部監査部長は、内部監査の結果を、月次で社長及び監査等委員会並びにコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会には3ヵ月に1度報告します。当社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスに影響を及ぼす重大な事象を発見した場合には、速やかに社長及び監査等委員会並びに取締役会に報告しております。
- (8) 取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備しております。
- (9) 災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行っております。業務執行会議の議題、資料は全ての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月1回取締役会に報告しております。
 - (2) 執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。
 - (3) 社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
 - (4) 取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備しております。
 - (5) 取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を審議し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督しております。
 - (6) 取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行う体制としております。
5. 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視しております。
 - (2) 連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備しております。
 - (3) 内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用します。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制としております。
 - (4) 当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築しております。
 - (5) 当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用しております。
 - (6) 当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置いております。
 - (2) 監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ることとしております。
 - (3) 内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けないこととしております。
 - (4) 内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得たうえで行っております。
7. 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行っております。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
 - (2) 当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。
 - (4) 監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べるすることができます。
 - (5) 監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査結果について、内部監査部から報告を受けております。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- （１）監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めます。
 - （２）監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ることができます。
 - （３）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行います。
9. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
- （１）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することとし、その旨を内容とする基本方針を定め、ホームページにて公表しております。
 - （２）反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - ①社内規則の整備状況
上記（１）の基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。
 - ②対応統括部署及び不当要求防止責任者
コンプライアンス統括部内に金融犯罪対策室を設置し、反社会的勢力に関する対応を統括する専門部署として、反社会的勢力との取引排除に関する企画・統括等の対応を行っております。
また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。
 - ③外部の専門機関との連携状況
コンプライアンス統括部金融犯罪対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、同室が情報を一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML／CFTにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。
また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保するよう配慮しております。
 - ④反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
コンプライアンス統括部金融犯罪対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び一元的な管理を行っております。
 - ⑤対応マニュアルの整備状況
反社会的勢力への対応に関する規程等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行っております。
 - ⑥研修活動の実施状況
反社会的勢力への対応につき、反社会的勢力との一切の関係遮断や、AML／CFT及び金融犯罪等に係る顧客管理の強化について、その必要性の認識を深め、対応策について十分な理解を得るため、役職員に対し研修活動を継続的に実施しております。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、統合的リスク管理体制の構築にあたっては、リスクアペタイト・フレームワークを用い、中期経営計画等の事業戦略と整合させつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する取組みを計画・実践・モニタリング・修正する体制を構築しております。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、事務リスク、セキュリティリスク等）など、様々なリスクに対処するため、各種リスクに対応した委員会を設置し、リスクの個別管理を行うとともに、これらの委員会を統括する統合リスク管理委員会を設けて、各種リスクを総括的に管理しております。また、各委員会は、委員会開催後速やかに議事内容について業務執行会議に報告するとともに、重要な事項については取締役会に報告を行う仕組みとしております。統合的なリスク管理を行う統括部署としてコンプライアンス・リスク管理本部統合リスク管理室を設置し、適正な統合的リスク管理体制を整備することにより、リスクを適切に管理・監視し、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を図っております。また、「統合的リスク管理方針」に基づき、銀行業務に関わるリスクとリターンのバランスを勘案しつつ、自己資本の範囲内にリスク量をコントロールする統合的リスク管理を行っており、その精度向上に努めております。

信用リスクについては、「信用リスク管理規程」を定め、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出資産等の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクへの対応を図っております。審査体制の充実や債務者格付制度の確立、自己査定制度の精度向上等により、客観的な信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、及びバランスのとれた貸出金ポートフォリオの構築等を志向し、信用リスク管理の高度化に努めております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、セキュリティリスク等）については、それぞれリスク管理規程を定め、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行い、その精度の向上に努めております。さらに、不測の事態が発生した場合は、社内規程等に基づき社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行うリスク管理体制を確立しております。

(連結子会社等の業務の適正性を確保するための体制整備の状況)

当社は、「連結子会社等管理規程」を定め、連結子会社等が行う業務について、事前に協議し、又は報告をさせることにより、連結子会社等の健全化及び業務の円滑化を図り、グループ全体の経営管理を適切に行う体制を構築し、連結子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。

連結子会社等のリスク管理については、「統合的リスク管理規程」に基づき、連結子会社等のリスクについて、リスクの影響度を勘案したうえで、統合的リスク管理を行うとともに、「内部監査規程」を定め、当社内部監査部が実効性のあるモニタリングを行う体制としております。

連結子会社等は、「コンプライアンス規程」を定め、全ての取締役及び使用人等に周知徹底するなど、コンプライアンス体制を確立するとともに、連結子会社等の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築しております。

The organizational chart illustrates the corporate governance structure, starting with the **株主総会** (Shareholders' Meeting) at the top. It oversees the **取締役会** (Board of Directors) and the **監査等委員会** (Audit and Supervisory Committee). The **取締役会** is responsible for the appointment and dismissal of the **代表取締役社長** (Representative Executive Officer) and the **取締役** (Directors). The **監査等委員会** is responsible for the appointment and dismissal of the **監査役** (Auditor) and the **監査等委員** (Audit and Supervisory Committee Members). The **取締役会** also oversees the **内部監査部** (Internal Audit Department) and the **リスク委員会** (Risk Committee). The **内部監査部** reports to the **取締役会** and the **監査等委員会**. The **リスク委員会** reports to the **取締役会** and the **内部監査部**. The **内部監査部** also oversees the **本部部門** (Headquarters Departments) and the **営業店等** (Branches, etc.). The **本部部門** and **営業店等** report to the **内部監査部** and the **業務執行会議** (Business Execution Meeting). The **業務執行会議** reports to the **取締役会** and the **内部監査部**. The **内部監査部** also oversees the **会計監査人** (Accounting Auditor) and the **会計監査** (Accounting Audit).

当社は、定款において、業務執行取締役等を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記5名の非業務執行取締役は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高 橋 直 樹	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
草 木 頼 幸	
山 本 幸 央	
野 下 え み	
行 方 洋 一	

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

③ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏 名	出席状況	氏 名	出席状況
加 藤 広 亮	17/17回 (100%)	草 木 頼 幸	17/17回 (100%)
戸 谷 友 樹	17/17回 (100%)	山 本 幸 央	17/17回 (100%)
堤 智 亮	17/17回 (100%)	野 下 え み	17/17回 (100%)
宮 島 健	17/17回 (100%)	行 方 洋 一	17/17回 (100%)
秋 田 達 也	17/17回 (100%)	佐 竹 康 峰	4/4回 (100%)
高 橋 直 樹	17/17回 (100%)		

取締役会は、法令、定款または取締役会規程で決議事項を定め、業務執行の監督、及び経営に関する重要事項、基本方針等の審議及び決議を行っております。

佐竹 康峰氏は2024年6月26日開催の第213期定時株主総会終結の時をもって退任しております。当事業年度の取締役への出席状況は、退任までの回数を記載しております。

(主な議案)

- ・中期経営計画“Re:Start 2025 Phase 2”のKPI 修正について
- ・内部統制システム運用状況の概要報告について
- ・コンプライアンス・プログラムについて
- ・経営重点モニタリング項目について
- ・次世代育成支援対策推進法にかかる行動計画について
- ・内部監査実施状況について

④ 任意の指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は、任意の指名・報酬委員会を11回開催しており、個々の委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏 名	出席状況
加 藤 広 亮	11/11回 (100%)
草 木 頼 幸	11/11回 (100%)
野 下 え み	11/11回 (100%)
山 本 幸 央	11/11回 (100%)

任意の指名・報酬委員会は、取締役等の指名・報酬について取締役会に対して勧告を行っております。

(主な議案)

- ・取締役等の指名・報酬について
- ・取締役評価、賞与支給について
- ・株式交付、株式報酬支給について

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

1. 2025年6月24日現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性9名 女性1名 （役員のうち女性の比率10.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	加 藤 広 亮	1966年3月15日生	1989年4月 1997年3月 2003年7月 2010年1月 2013年10月 2016年1月 2018年8月 2020年6月 2023年6月 2023年7月	日本生命保険相互会社入社 ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社パートナー 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター アメリカンファミリー ライフアシュアランス カンパニー オブ コロンバス（現 アフラック生命保険株式会社）執行役員 同社常務執行役員 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（現 ソニー生命保険株式会社）代表取締役社長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長（現職） 株式会社クレディセゾン取締役（現職）	2024年 6月から 1年	—
代表取締役 専務執行役員 コミュニティ バンク本部長	戸 谷 友 樹	1966年3月11日生	1989年4月 2006年4月 2015年4月 2016年6月 2018年9月 2018年10月 2019年4月 2020年5月 2020年6月 2023年6月 2024年4月	当社入社 秦野支店長 カスタマーサポート本部パーソナルファイナンス部長 経営企画部キャスティング部長 執行役員人事部長 執行役員営業本部長 執行役員営業本部長兼神奈川コミュニティ・バンク長 執行役員営業本部長 取締役 取締役常務執行役員 コミュニティバンク長 代表取締役専務執行役員 コミュニティバンク本部長（現職）	同上	2
取締役 専務執行役員 コンプライア ンス・リスク 管理本部長 兼CCO	堤 智 亮	1966年11月23日生	1990年4月 2010年4月 2013年4月 2014年4月 2017年4月 2018年12月 2019年6月 2020年6月 2022年6月 2023年6月 2025年4月	当社入社 経営企画部統合リスク管理部長 伊東支店長 経営管理部統合リスク部長 執行役員審査部長 上席執行役員審査本部長 取締役上席執行役員審査本部長 常務取締役 常務取締役 CCO 取締役専務執行役員 審査本部長兼CCO 取締役専務執行役員 コンプライアンス・リスク管理本部長兼CCO（現職）	同上	3
取締役 常務執行役員	宮 島 健	1965年8月5日生	1989年4月 2005年4月 2012年4月 2015年4月 2016年4月 2017年4月 2018年4月 2018年10月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 2025年4月	当社入社 横浜日吉支店長 横須賀支店長 カスタマーサポート本部品質サポート部長 執行役員カスタマーサポート本部品質サポート部長 執行役員業務部長 執行役員経営企画部長 執行役員経営管理本部長 上席執行役員経営管理本部長 取締役 取締役常務執行役員 IT・オペレーション本部長 取締役 常務執行役員（現職）	同上	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	高 橋 直 樹	1950年 8 月 5 日生	1974年 4 月 2003年 4 月 2004年 4 月 2005年 4 月 2005年 6 月 2007年 3 月 2010年 3 月 2011年 3 月 2012年 3 月 2016年 3 月 2020年 3 月 2023年 6 月 2023年 6 月 2023年 7 月 2024年 6 月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員大阪営業第二部長 同行常務執行役員営業担当役員 株式会社クレディセゾン入社 顧問 同社常務取締役 同社戦略本部長 同社専務取締役 同社代表取締役専務 同社クレジット事業部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役兼副社長執行役員CHO（現職） セゾン投信株式会社取締役会長（現職） ブロードマインド株式会社社外取締役（現職） 当社社外取締役 当社取締役（現職）	2024年 6 月から 1 年	—
取締役	草 木 頼 幸	1958年 3 月31日生	1980年 4 月 2004年 5 月 2007年 4 月 2009年 4 月 2012年 4 月 2016年 4 月 2020年 4 月 2020年 6 月	大和証券株式会社入社 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社執行役員 同社常務執行役員 大和証券株式会社専務取締役営業本部長 同社代表取締役副社長営業本部長兼大和証券グループ本社執行役副社長リテール部門副担当 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長兼株式会社大和総研代表取締役社長兼株式会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取締役社長兼株式会社大和証券グループ本社執行役副社長シンクタンク担当 株式会社大和総研ホールディングス（現 株式会社大和総研）顧問 当社社外取締役（現職）	同上	—
取締役	山 本 幸 央	1953年 6 月 3 日生	1977年 4 月 2004年 4 月 2006年 4 月 2008年 6 月 2008年 7 月 2009年 4 月 2013年 6 月 2014年 6 月 2014年 7 月 2015年 4 月 2016年 7 月 2020年 6 月 2023年 6 月	三井生命保険相互会社（現大樹生命保険株式会社）入社 三井生命保険株式会社執行役員総務人事部門長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会理事 三井生命保険株式会社代表取締役社長 社長執行役員 同社特別顧問 三機工業株式会社社外取締役 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会常務理事 三井生命保険株式会社顧問 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会専務理事 三機工業株式会社社外取締役 取締役会議長（現職） 当社社外取締役（現職）	同上	—
取締役 監査等委員	秋 田 達 也	1962年 9 月 6 日生	1985年 4 月 2005年 4 月 2007年 4 月 2011年 4 月 2015年 4 月 2018年 4 月 2018年10月 2023年 6 月	当社入社 経営企画部統合リスク管理部長 清水支店長 執行役員経営管理部長 執行役員常務経営管理部長 兼 市場金融部所管 上席執行役員経営管理部長 上席執行役員総合企画本部長 取締役監査等委員（現職）	2023年 6 月から 2 年	16

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	野 下 え み	1970年1月17日生	1995年4月 2006年3月 2006年3月 2012年4月 2017年4月 2018年6月 2019年6月 2022年6月 2024年6月	検察官任官 弁護士登録 ふじ合同法律事務所入所（現職） 東京労働局東京紛争調整委員 東京簡易裁判所調停委員（現職） 当社社外監査役 当社社外取締役監査等委員（現職） 一般社団法人日本循環器学会監事（現職） ニチハ株式会社社外取締役（現職）	2023年 6月から 2年	—
取締役 監査等委員	行 方 洋 一	1969年3月21日生	1996年4月 1999年8月 2003年5月 2008年1月 2009年8月 2013年8月 2018年6月 2019年3月 2019年6月 2020年3月 2021年2月	弁護士登録 メリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA証券株式会社）入社 金融庁入庁 東京青山・青木・狛法律事務所入所 ブレークモア法律事務所入所 行方国際法律事務所 代表弁護士（現職） 当社社外監査役 LINE株式会社（現 Aホールディングス株式会社）社外監査役 当社社外取締役監査等委員（現職） LINE Pay株式会社社外監査役（現職） LINE株式会社社外監査役	同上	—
計						21

（注）1．取締役草木頼幸、山本幸央、野下えみ及び行方洋一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2．宮島健氏及び野下えみ氏は、2025年6月25日開催予定の第214期定時株主総会の終結の時をもって退任予定です。

2. 2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件及び監査等委員である取締役4名選任の件を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の役員の状況等は、以下のとおりです。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性10名 女性2名 （役員のうち女性の比率16.6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	加藤 広 亮	1966年3月15日生	1989年4月 1997年3月 2003年7月 2010年1月 2013年10月 2016年1月 2018年8月 2020年6月 2023年6月 2023年7月	日本生命保険相互会社入社 ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社パートナー 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター アメリカンファミリー ライフアシュアランス カンパニー オブ コロンバス（現 アフラック生命保険株式会社）執行役員 同社常務執行役員 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（現 ソニー生命保険株式会社）代表取締役社長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長（現職） 株式会社クレディセゾン取締役（現職）	2025年 6月から 1年	—
代表取締役 専務執行役員 コミュニティ バンク本部長	戸 谷 友 樹	1966年3月11日生	1989年4月 2006年4月 2015年4月 2016年6月 2018年9月 2018年10月 2019年4月 2020年5月 2020年6月 2023年6月 2024年4月	当社入社 秦野支店長 カスタマーサポート本部パーソナルファイナンス部長 経営企画部キャスティング部長 執行役員人事部長 執行役員営業本部長 執行役員営業本部長兼神奈川コミュニティ・バンク長 執行役員営業本部長 取締役 取締役常務執行役員 コミュニティバンク長 代表取締役専務執行役員 コミュニティバンク本部長（現職）	同上	2
取締役 専務執行役員 コンプライア ンス・リスク 管理本部長 兼CCO	堤 智 亮	1966年11月23日生	1990年4月 2010年4月 2013年4月 2014年4月 2017年4月 2018年12月 2019年6月 2020年6月 2022年6月 2023年6月 2025年4月	当社入社 経営企画部統合リスク管理部長 伊東支店長 経営管理部統合リスク部長 執行役員審査部長 上席執行役員審査本部長 取締役上席執行役員審査本部長 常務取締役 常務取締役 CCO 取締役専務執行役員 審査本部長兼CCO 取締役専務執行役員 コンプライアンス・リスク管理本部長兼CCO（現職）	同上	3
取締役 常務執行役員 総合企画本部長	佐藤 富 士 夫	1970年1月15日生	1994年4月 2007年4月 2009年10月 2018年4月 2018年9月 2018年10月 2022年6月 2023年4月 2023年6月 2025年6月	当社入社 静岡南支店長 富士鷹岡支店長 経営企画部コンプライアンス室部長 執行役員経営企画部コンプライアンス室部長 執行役員コンプライアンス統括部長 執行役員総合企画本部副本部長 執行役員総合企画本部長 常務執行役員総合企画本部長 取締役常務執行役員 総合企画本部長（現職）	同上	2

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	高 橋 直 樹	1950年8月5日生	1974年4月 2003年4月 2004年4月 2005年4月 2005年6月 2007年3月 2010年3月 2011年3月 2012年3月 2016年3月 2020年3月 2023年6月 2023年6月 2023年7月 2024年6月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員大阪営業第二部長 同行常務執行役員営業担当役員 株式会社クレディセゾン入社 顧問 同社常務取締役 同社戦略本部長 同社専務取締役 同社代表取締役専務 同社クレジット事業部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役兼副社長執行役員CHO（現職） セゾン投信株式会社取締役会長（現職） ブロードマインド株式会社社外取締役（現職） 当社社外取締役 当社取締役（現職）	2025年 6月から 1年	—
取締役	草 木 頼 幸	1958年3月31日生	1980年4月 2004年5月 2007年4月 2009年4月 2012年4月 2016年4月 2020年4月 2020年6月	大和証券株式会社入社 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社執行役員 同社常務執行役員 大和証券株式会社専務取締役営業本部長 同社代表取締役副社長営業本部長兼大和証券グループ本社執行役員副社長リテール部門副担当 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長兼株式会社大和総研代表取締役社長兼株式会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取締役社長兼株式会社大和証券グループ本社執行役員副社長シンクタンク担当 株式会社大和総研ホールディングス（現 株式会社大和総研）顧問 当社社外取締役（現職）	同上	—
取締役	山 本 幸 央	1953年6月3日生	1977年4月 2004年4月 2006年4月 2008年6月 2008年7月 2009年4月 2013年6月 2014年6月 2014年7月 2015年4月 2016年7月 2020年6月 2023年6月	三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社）入社 三井生命保険株式会社執行役員総務人事部門長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会理事 三井生命保険株式会社代表取締役社長 社長執行役員 同社特別顧問 三機工業株式会社社外取締役 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会常務理事 三井生命保険株式会社顧問 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会専務理事 三機工業株式会社社外取締役 取締役会議長（現職） 当社社外取締役（現職）	同上	—
取締役	岩 木 川 雅 司	1959年5月26日生	1982年4月 1998年12月 2001年3月 2002年3月 2005年2月 2006年2月 2007年2月 2015年4月 2018年4月 2019年6月 2020年3月 2020年8月 2021年10月 2022年4月 2025年6月	日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 同社営業企画部長 同社商品企画部長 同社執行役員商品本部共同本部長 同社常務取締役 同社専務取締役 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）専務取締役 SMBC日興証券株式会社代表取締役副社長 同社副社長執行役員 同社代表取締役兼副社長執行役員 同社顧問 ヒューレックス株式会社執行役員 同社顧問（現職） 株式会社プロクレアホールディングス社外取締役監査等委員（現職） 当社社外取締役（現職）	同上	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	秋 田 達 也	1962年 9 月 6 日生	1985年 4 月 2005年 4 月 2007年 4 月 2011年 4 月 2015年 4 月 2018年 4 月 2018年10月 2023年 6 月	当社入社 経営企画部統合リスク管理部長 清水支店長 執行役員経営管理部長 執行役員常務経営管理部長 兼 市場金融部 所管 上席執行役員経営管理部長 上席執行役員総合企画本部長 取締役監査等委員（現職）	2025年 6 月から 2 年	16
取締役 監査等委員	行 方 洋 一	1969年 3 月21日生	1996年 4 月 1999年 8 月 2003年 5 月 2008年 1 月 2009年 8 月 2013年 8 月 2018年 6 月 2019年 3 月 2019年 6 月 2020年 3 月 2021年 2 月	弁護士登録 メリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA証 券株式会社）入社 金融庁入庁 東京青山・青木・狛法律事務所入所 ブレークモア法律事務所入所 行方国際法律事務所 代表弁護士（現職） 当社社外監査役 LINE株式会社（現 Aホールディングス株式会 社）社外監査役 当社社外取締役監査等委員（現職） LINE Pay株式会社社外監査役（現職） LINE株式会社社外監査役	同上	—
取締役 監査等委員	鈴 木 素 子	1960年 4 月12日生	1985年 4 月 1990年 7 月 1995年 4 月 2025年 6 月	水口会計事務所入所 日本税理士連合会税理士登録 鈴木素子税理士事務所独立開業（現職） 当社社外取締役監査等委員（現職）	同上	—
取締役 監査等委員	澤 由 紀 子	1964年12月14日生	1988年 4 月 1988年 9 月 1997年 9 月 2002年 7 月 2012年 3 月 2021年 6 月 2024年 4 月 2025年 6 月 2025年 6 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀 行）入社 同社情報開発部 メリルリンチ日本証券株式会社（現 BofA証 券株式会社）投資銀行部アソシエイト／バイ スプレジデント JPモルガン証券株式会社投資銀行部エグゼ クティブディレクター 味の素株式会社コーポレート戦略部長理事 株式会社KORTUC 取締役CFO 住友商事株式会社投資アドバイザリー部理事 副部長 芝浦メカトロニクス株式会社社外取締役（現 職） 当社社外取締役監査等委員（現職）	同上	—
計						23

（注）取締役草木頼幸、山本幸央、岩木川雅司、行方洋一、鈴木素子及び澤由紀子は会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。

(参考)

当社は、1998年4月1日より執行役員制度を導入しております。2025年6月24日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
常務執行役員	総合企画本部長	佐 藤 富 士 夫
常務執行役員	市場ファイナンス本部長	平 塚 弥 志
常務執行役員	IT・オペレーション本部長	増 田 裕 二
常務執行役員	経営管理本部長	弓 削 哲 哉
執行役員	審査本部長	進 藤 秀 樹
執行役員	融資管理本部長	土 橋 一 介
執行役員	IT・オペレーション本部 システム部長	服 部 勝 一
執行役員	首都圏・広域バンク本部長ウェルシアドバイザリー部所管 兼 事業開発室長	山 口 誠
執行役員	コミュニティバンク 神奈川コミュニティバンク長	浅 田 裕 靖
執行役員	ソリューション推進本部長	武 井 重 人
執行役員	首都圏・広域バンク本部長	梅 谷 岳 彦
執行役員	コミュニティバンク 静岡コミュニティバンク長	大 石 裕 之
執行役員	ダイレクトバンク本部長	尾 崎 将 則
執行役員	コンプライアンス・リスク管理本部 コンプライアンス統括部長	脇 田 真 也
執行役員	IT・オペレーション本部 業務統括部長	村 松 浩 代
執行役員	経営管理本部 人事部長	長 谷 川 誠

② 社外役員の状況

2025年6月24日現在の当社の社外取締役は4名（うち監査等委員である社外取締役は2名）であります。

社外取締役草木頼幸氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として発揮しており、引続き、その知見を活かした監督と助言を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、草木頼幸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役山本幸央氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広いネットワークに加え、人事・労務分野にも精通しております。当社の重要な経営課題に対して、それらの知見を活かした助言と監督を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、山本幸央氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役野下えみ氏は、弁護士としての職歴に加え、検察官としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。店舗・本部部署への監査等を積極的に実施し、取締役会においても、有益かつ率直な意見・提言を行っており、また指名・報酬委員としても公平中立な観点からの言動により当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表して監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、野下えみ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役行方洋一氏は、弁護士としての職歴に加え、金融関連業務に精通し、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。取締役会議長として、的確かつ有効的な議事運営を行っており、当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表して監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、行方洋一氏は、LINE Pay株式会社の社外監査役であり、当社は同社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。

社外取締役は業務執行の適正性を確保するため、取締役会を通じて客観性及び中立性を重視した適切な助言・提言を行い、業務執行の状況を管理・監督いたします。監査等委員である社外取締役は、適法性の観点だけでなく妥当性の観点からも監査等を行うことにより、取締役会の監督機能を強化いたします。

社外取締役草木頼幸氏、山本幸央氏及び監査等委員である社外取締役野下えみ氏、行方洋一氏は当社が定める独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件及び監査等委員である取締役4名選任の件を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の社外取締役は6名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であり、社外役員の状況に関する記載は以下のとおりです。

社外取締役草木頼幸氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として発揮しており、引続き、その知見を活かした監督と助言を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、草木頼幸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役山本幸央氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広いネットワークに加え、人事・労務分野にも精通しております。当社の重要な経営課題に対して、それらの知見を活かした助言と監督を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、山本幸央氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役岩木川雅司氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有していることに加え、長年にわたる証券会社での経験や地方銀行の社外役員としての経験から金融業界全般に精通しております。それらの知見・経験を活かした監督と助言を受けることが、当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役として選任しております。

なお、岩木川雅司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。当社と岩木川雅司氏との間にアドバイザリー契約が2025年5月末までありましたが、当該取扱金額は年間5百万円未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。

監査等委員である社外取締役行方洋一氏は、弁護士としての職歴に加え、金融関連業務に精通し、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。取締役会議長として、的確かつ有効的な議事運営を行っており、当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表して監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、行方洋一氏は、LINE Pay株式会社の社外監査役であり、当社は同社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。

監査等委員である社外取締役鈴木素子氏は、当社本店所在地である沼津市において長年にわたって税理士事務所を経営しており、地域経済や地元企業の特性、現状に精通しております。税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有していることに加え、様々な公職等を歴任しており、その経験を経営の監査・監督強化に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、鈴木素子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役澤由紀子氏は、銀行・外資系投資銀行・メーカー・商社など幅広い業界において、コーポレート戦略部門やM&Aアドバイザリー・資本市場部門での豊富な経験と知見を有しております。ベンチャー企業においてCFOを務めるなど財務にも精通しており、その経験を経営の監査・監督強化に活かすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

なお、澤由紀子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役は業務執行の適正性を確保するため、取締役会を通じて客観性及び中立性を重視した適切な助言・提言を行い、業務執行の状況を管理・監督いたします。監査等委員である社外取締役は、適法性の観点だけでなく妥当性の観点からも監査等を行うことにより、取締役会の監督機能を強化いたします。

社外取締役草木頼幸氏、山本幸央氏、岩木川雅司氏及び監査等委員である社外取締役行方洋一氏、鈴木素子氏、澤由紀子氏は当社が定める独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

当社は、社外役員の独立性判断基準を、以下のとおり定めております。

社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社又はその関連会社の業務執行取締役若しくは執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は、その就任前10年間に於いて当社又はその関連会社の業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者である者
3. 当社又はその関連会社と重要な取引関係等がある会社又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者である者

※重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

- (1) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上である取引等
- (2) 当社又はその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

※重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目又はその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。

4. 当社又はその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上の2%以上を当社又はその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
5. 当社・連結子会社等の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
6. 当社・連結子会社等から過去3年平均にて年間1,000万円又は当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
7. 上記2から6について、過去5年間に於いて該当する場合
8. 配偶者又は2親等以内の親族が上記1から6までのいずれかに該当する者
9. 当社又はその関連会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくはその子会社等の業務執行者である者
10. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から9までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、社外取締役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による経営監督機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報提供及び支援を、適切かつタイムリーに提供しております。取締役会での審議の充実に向け、取締役会資料の事前配布・事前説明の実施に加え、重要案件に対する個別説明や、当社の活動に関わる関連情報の随時提供などを通じて、当社の経営戦略や活動に対する理解を深める機会を継続的に提供しております。

監査等委員である社外取締役は、会計監査人監査の相当性判断及び会計監査の適正性並びに信頼性を確保するため、会計監査人から監査計画、監査体制及び監査結果の説明聴取並びに意見交換の実施など、緊密な連携を図っています。また、内部監査部門との間で、監査方針、監査計画、監査実施状況及び監査結果について、定期的に意見交換を実施し、緊密な連携を図っております。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部の連携会議を年2回開催し、相互に連携して効率的な監査を目指し、コーポレート・ガバナンスの有効性を発揮するよう努めております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は、監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、企業理念の実現に向けたコンプライアンス憲章の進化（共感・実践）への取組状況の監査等を重点監査項目に設定し、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、業務執行会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等の閲覧等を行い、取締役の職務執行の監査・監督を実施しております。また、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるほか、定期的に意見交換を実施し、その監査の方法及び結果の妥当性を検証しております。

なお、当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議議案）として、「監査等委員である取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、監査等委員は4名（うち社内取締役1名、うち社外取締役3名、うち女性2名）であり、監査の実効性を高めるとともに、持続可能な監査体制を構築するため、常勤の監査等委員1名を選定する予定であります。候補者のうち鈴木素子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

また、監査等委員会は、その職務を補助するため監査等委員会事務局を設置し、執行部門からの独立性を確保した専任のスタッフを配置しております。

b. 監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を15回開催しており、平均所要時間は約2時間で、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	在任中の開催回数	出席回数
取締役監査等委員（社外）	佐竹 康峰	5回	5回
取締役監査等委員（常勤） 監査等委員長	秋田 達也	15回	15回
取締役監査等委員（社外）	野下 えみ	15回	15回
取締役監査等委員（社外）	行方 洋一	15回	15回

(注)取締役監査等委員 佐竹 康峰氏は2024年6月26日開催の第213期定時株主総会終結の時をもって退任しております。なお、退任まで監査等委員長を務めており、当事業年度の監査等委員会への出席状況は、退任までの回数を記載しております。

なお、監査等委員会では主に次のような決議、報告、審議、協議等がなされました。

区分	内容
決議事項（15件）	・監査等委員会監査報告書の作成 ・監査方針・監査計画及び職務分担の決定 ・会計監査人の報酬等の決定に関する同意 ・会計監査人の選任・解任又は不再任に関する株主総会議案の内容の決定 ・取締役（監査等委員である取締役を除く）選任議案及び報酬に関する意見陳述 等
報告事項（41件）	・代表取締役との意見交換会 ・社外取締役との意見交換会 ・会計監査人及び内部監査部との連携会議 ・コンプライアンス統括部との連携会議 ・連結子会社との連携会議 ・監査等委員会監査実施報告 ・月次内部監査部監査実施報告 ・会計監査人の監査計画、中間・期末の監査結果及び年度監査の経過報告 ・会計監査人による監査上の主要な検討事項（KAM）の検討状況 等
審議・協議事項（4件）	・監査等委員である取締役の報酬 等

c. 監査等委員の主な活動状況

監査等委員は、取締役会に加え、業務執行会議やコンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、所管本部との情報交換等を行っております。また、監査等委員会で策定した「営業店等監査計画」に基づき、重点監査項目を中心に各本部、営業店及び連結子会社への監査を行っております。各監査等委員が被監査部署へ直接監査及びヒアリングを実施し、現場との対話により、企業理念の浸透・実践状況の確認、現場の課題抽出を行い、取締役会にて報告・提案を行っております。

常勤監査等委員は、すべての重要な会議に出席するなど、常勤としての特性を活かし、監査環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めており、日常的な監査活動を通じて得た課題等を社外監査等委員と共有し、課題解決に取り組んでおります。

②内部監査の状況

a. 組織、人員及び手続

当社の内部監査部は、社長直轄の組織として営業店・各本部から独立し、総勢18名（2025年3月31日現在）で構成されております。

内部監査部は、本部・営業店・グループ会社の内部管理態勢・内部統制の有効性及び適切性を検証し、改善を促すことで企業価値の向上を目指しております。監査の手法としては、当社のビジネスモデルに起因する固有リスク等を踏まえたリスクアセスメントの実施結果及び、当社を取り巻く外部要因・内部要因を踏まえた、社長、取締役の監査ニーズ等、マクロ・ミクロアプローチに基づくリスクベース監査を実施しております。

b. 活動

リスクオーナーである第一線の営業店に対する監査では、所属長のエリア管理態勢を検証する総合監査を実施し、発見した課題等について所属長に改善を求めるとともに、第二線における対応が必要と判断した場合には、所管本部に対しても改善を求めています。

第二線の本部に対する監査では、部署横断的なテーマ別監査を主に実施することで、第二線における各種リスクの管理状況について、実効性のある監査を実施しております。

また、内部監査部は、これらの状況及び重要な発見事項を、月次にて社長、監査等委員会に報告するとともに、四半期毎に取締役会に報告し、改善対応完了までフォローアップを実施しております。

さらに、内部監査部は、監査等委員会が年2回開催する「会計監査人及び内部監査部との連携会議」に出席し、互いの監査計画及び監査結果等を共有するとともに、意見交換を実施しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

49年間

1976年度以前の調査が著しく困難なため、継続監査期間は上記年数を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 岩 崎 裕 男

指定有限責任社員 業務執行社員 藤 間 信 貴

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務における補助者は、公認会計士13名、会計士試験合格者等13名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査法人の品質管理体制が適切であり独立性に問題がないことや、監査計画、監査チームの編成、社員ローテーション等の監査の実施体制について確認するとともに、下記「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に照らして審議した結果、EY新日本有限責任監査法人の再任が相当であると判断しました。

＜会計監査人の解任又は不再任の決定の方針＞

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価基準」に則り、①監査法人の品質管理、②監査チーム、③監査報酬等、④監査等委員等とのコミュニケーション、⑤経営者等との関係、⑥グループ監査、⑦不正リスクの観点から評価を行っております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	158	—	153	—
連結子会社	15	—	17	—
計	174	—	171	—

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

(イ) 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

(ロ) 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

(ハ) 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与の評価配分とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で取締役個人別の交付株式数を決議します。

(ニ) 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

(ホ) 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

(へ) 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。

本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動（Performance Share）部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動（Restricted Stock）部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5割以上とします。

・業績連動（Performance Share）

中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。

・非業績連動（Restricted Stock）

株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して、毎年、ユニットを付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。

(ト) 株式報酬の没収（クローバック・マルス）

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

(チ) 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

※当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定の件を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は、以下のとおりです。

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

(イ) 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しい

スルガ銀行の姿”の創出を目指します。

(ロ) 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

(ハ) 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額、取締役の目標達成度等を踏まえた賞与の評価配分、株式報酬の基準額及び業績連動の内容とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。

(二) 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

(ホ) 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

(ヘ) 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。

本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動（Performance Share）部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動（Restricted Stock）部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5

割以上とします。

- ・業績連動 (Performance Share)

中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。

- ・非業績連動 (Restricted Stock)

株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して、毎年一定の時期に、役位等に応じて、業績連動部分および非業績連動部分にかかるポイントをそれぞれ付与し、退任時に、当社が設定した信託を用いて、ポイントの累積値に相当する当社株式を交付するものです。業績連動部分にかかるポイントは、中期経営計画の期間の終了後に、中期経営計画における業績目標の達成度に応じて業績連動係数を乗じて変動します。

(ト) 株式報酬の没収 (クローバック・マルス)

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項（いわゆるクローバック条項、マルス条項）を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

(チ) 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、上記報酬ポリシーのとおり、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、代表取締役社長加藤広亮が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額及び賞与に係る個別配分額の決定であります。

上記の権限を委任した理由は、事前に指名・報酬委員会の審議・答申を経ることにより決定プロセスの独立性及び客観性が確保されていることを前提として、業務執行を統括する代表取締役社長が、指名・報酬委員会の答申の範囲内において、当社全体の業績を俯瞰しつつ個々の業務執行取締役の目標達成度等の評価を実施することに最も適しているからであります。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たことを確認し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度の取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該指名・報酬委員会は2024年度において11回開催しており、審議した報酬に関する主な内容としては以下のとおりです。

- ・取締役等の指名・報酬について
- ・取締役評価、賞与支給について
- ・株式交付、株式報酬支給について

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(百万円)

役員区分	員数	基本報酬	賞与	株式報酬		報酬等の総額
				非業績連動部分	業績連動部分	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	4	105	23	10	124	263
監査等委員(社外取締役を除く)	1	19	—	—	—	19
社外役員	5	54	—	—	—	54

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給人数には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。
2. 「株式報酬」は、当事業年度における事後交付型株式報酬に係る費用計上額を記載しております。当社は非金銭報酬として事後交付型株式報酬を導入しております。制度概要としては、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し非業績連動部分の固定ユニットと業績連動部分の業績連動ユニットを毎年付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。なお、業績指標としては当社の中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を選択しております。本指標を選択した理由としては、株主の皆さまとの利害共有のために掲げている中期経営計画を重要視しているためです。2025年度の実績に応じて0～150%の範囲内で変動するため、実績については、2025年度の結果が把握でき次第、有価証券報告書に記載いたします。
3. 上記人数には、2024年6月26日に退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
4. 2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は4名)です。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
- 2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、第208期定時株主総会における決議とは別に取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権金額の上限を675百万円、交付等が行われる当社普通株式等の数の上限を1事業年度あたり800,000ユニット(1ユニットは当社普通株式1株)とする決議をいただいております。また、役員退職慰労金からの移行措置として付与されるユニットの原資として、150百万円を上限とする金銭報酬債権、300,000ユニットを上限とするユニット(1ユニットは当社普通株式1株)を別途付与する決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の員数は6名です。
5. 役員ごとの報酬等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のとおり方針を定めております。

純投資目的である投資株式については、目的を明確に分離するため、金銭の信託で取引を行っております。

純投資目的以外の目的である投資株式については、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策投資目的で保有しております。（以下「政策保有株式」）

当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策保有株式の残高削減を方針としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会は、すべての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断しております。

当社は、すべての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性及び資本コスト等の定量的指標に基づく経済合理性（リスク・リターン）を、取締役会等で検証してまいります。

当社は、当社株式を政策保有株式として保有している取引先企業から当社株式の売却の申出があった場合、当該企業との取引を縮減することやその他の取引に関する制限を示唆することなどにより、売却を妨げる行為は行いません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	24	50,928
非上場株式	71	1,057

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	1	3
非上場株式	1	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な 保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社クレディセゾン	8,224,700	8,224,700	資本業務提携に基づき、同社との関係維持・強化により、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	29,000	26,121		
住友不動産株式会社	924,000	924,000	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	5,167	5,356		
S O M P Oホールディングス株式会社	1,116,600	1,116,600	金融関連業務における関係の維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	5,048	3,561		
東海旅客鉄道株式会社	750,000	750,000	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	2,140	2,794		
株式会社大林組	1,000,221	1,000,221	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	1,984	1,862		
株式会社村上開明堂	337,700	337,700	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	1,769	1,722		
相鉄ホールディングス株式会社	525,123	525,123	同上	有
	1,149	1,443		
三井倉庫ホールディングス株式会社	94,975	94,975	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	無
	756	446		
高砂熱学工業株式会社	100,749	100,749	同上	有
	559	491		
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス株式会社	193,830	64,610	同上 株式数の増加は、株式分割によるもの。	有
	527	499		
株式会社マキヤ	489,800	489,800	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	514	541		
株式会社明電舎	105,000	105,000	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	453	308		
株式会社百五銀行	583,000	583,000	営業基盤の異なる同業者との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	428	378		
株式会社西武ホールディングス	127,000	127,000	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	419	307		
鹿島建設株式会社	126,864	126,864	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	386	396		
株式会社岡三証券グループ	395,225	395,225	金融関連業務における関係の維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	262	322		
東急株式会社	74,832	74,832	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	126	137		
株式会社サーラコーポレーション	91,650	91,650	同上	無
	79	76		
株式会社デイトナ	20,000	20,000	同上	無
	75	65		
沖電気工業株式会社	43,000	43,000	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	42	49		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井不動産株式会社	22,572	22,572	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	無
	30	37		
株式会社トーヨーアサノ	1,800	1,800	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	無
	3	3		
セコム株式会社	644	322	業界内の有力企業である同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。株式数の増加は、株式分割によるもの。	有
	3	3		
富士急行株式会社	235	235	地域経済に重要な役割を持つ同社との関係維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	0	0		
野村ホールディングス株式会社	—	3,307	金融関連業務における関係の維持を通じて、当社の中長期的な企業価値向上に資するため。	有
	—	3		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
2. 定量的な保有効果については個別の取引条件を開示できないため記載が困難であります。
3. 保有の合理性は経済合理性等により検証しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
富士急行株式会社	1,277,500	1,277,500	議決権行使権限	有
	2,869	5,046		
静岡ガス株式会社	1,245,000	1,245,000	議決権行使権限	無
	1,408	1,185		
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	150,000	150,000	議決権行使権限	有
	382	297		
相鉄ホールディングス株式会社	—	1,286,000	議決権行使権限	有
	—	3,535		
野村ホールディングス株式会社	—	1,246,000	議決権行使権限	有
	—	1,218		
株式会社伊藤園 (第一種優先株式)	—	14,500	議決権行使権限	無
	—	27		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
2. 定量的な保有効果については個別の取引条件を開示できないため記載が困難であります。
3. 保有の合理性は経済合理性等により検証しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

保有目的が純投資目的である投資株式はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、情報収集を行うなどして、会計基準変更等に関する検証、対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	982,204	693,361
コールローン及び買入手形	85,000	125,000
買入金銭債権	125,353	115,621
商品有価証券	42	44
金銭の信託	99	99
有価証券	※1, ※2, ※5 276,081	※1, ※2, ※5 328,956
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 2,076,613	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 2,192,835
外国為替	※2, ※3 6,366	※2, ※3 1,217
リース債権及びリース投資資産	※2 4,948	※2 5,922
その他資産	※2, ※5 40,340	※2, ※5 33,236
有形固定資産	※7, ※8 31,950	※7, ※8 28,948
建物	9,995	8,847
土地	18,516	16,695
リース資産	60	63
建設仮勘定	12	10
その他の有形固定資産	3,366	3,331
無形固定資産	13,358	9,533
ソフトウェア	11,870	8,069
のれん	1,035	906
リース資産	71	40
ソフトウェア仮勘定	124	262
その他の無形固定資産	256	254
退職給付に係る資産	22,916	21,718
繰延税金資産	7,052	6,424
支払承諾見返	※2 1,265	※2 1,112
貸倒引当金	△112,852	△101,763
資産の部合計	3,560,741	3,462,268
負債の部		
預金	3,244,907	3,148,418
外国為替	180	—
その他負債	17,332	15,006
賞与引当金	464	486
役員賞与引当金	19	20
退職給付に係る負債	282	284
株式報酬引当金	676	738
睡眠預金払戻損失引当金	198	114
偶発損失引当金	44	62
繰延税金負債	248	206
支払承諾	1,265	1,112
負債の部合計	3,265,621	3,166,449

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
資本金	30,043	30,043
資本剰余金	4,579	—
利益剰余金	267,190	263,807
自己株式	△25,735	△13,346
株主資本合計	276,077	280,503
その他有価証券評価差額金	16,114	14,631
繰延ヘッジ損益	4	15
退職給付に係る調整累計額	2,815	556
その他の包括利益累計額合計	18,934	15,203
非支配株主持分	108	111
純資産の部合計	295,120	295,818
負債及び純資産の部合計	3,560,741	3,462,268

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	91,447	91,092
資金運用収益	66,288	68,425
貸出金利息	61,171	60,484
有価証券利息配当金	1,291	2,962
コールローン利息及び買入手形利息	48	376
預け金利息	822	1,722
その他の受入利息	2,954	2,879
役務取引等収益	7,525	8,650
その他業務収益	3,764	4,133
国債等債券売却益	—	3
国債等債券償還益	821	1,123
その他の業務収益	2,942	3,007
その他経常収益	13,868	9,882
貸倒引当金戻入益	4,374	3,246
償却債権取立益	6,365	5,968
株式等売却益	2,284	1
その他の経常収益	844	666
経常費用	70,805	64,932
資金調達費用	1,155	2,551
預金利息	1,131	2,543
債券貸借取引支払利息	0	—
その他の支払利息	23	8
役務取引等費用	9,643	9,867
その他業務費用	10,801	5,533
国債等債券売却損	1,851	1,249
国債等債券償還損	6,309	1,525
その他の業務費用	2,641	2,758
営業経費	※2 38,013	※2 37,708
その他経常費用	11,191	9,271
貸出金償却	8,356	6,971
株式等売却損	19	—
株式等償却	0	0
その他の経常費用	※1 2,814	※1 2,299
経常利益	20,641	26,159

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	90	851
固定資産処分益	90	817
その他の特別利益	—	33
特別損失	1,251	2,294
固定資産処分損	691	887
減損損失	※3 559	※3 1,406
税金等調整前当期純利益	19,480	24,717
法人税、住民税及び事業税	3,081	2,628
法人税等調整額	1,017	1,907
法人税等合計	4,099	4,536
当期純利益	15,381	20,180
非支配株主に帰属する当期純利益	6	3
親会社株主に帰属する当期純利益	15,375	20,177

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	15,381	20,180
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	15,946	△1,482
繰延ヘッジ損益	5	10
退職給付に係る調整額	992	△2,258
その他の包括利益合計	※1 16,944	※1 △3,730
包括利益	32,325	16,449
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	32,319	16,446
非支配株主に係る包括利益	6	3

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,043	1,974	255,042	△18,111	268,949
当期変動額					
剰余金の配当			△3,227		△3,227
親会社株主に帰属する当期純利益			15,375		15,375
自己株式の取得				△22,149	△22,149
自己株式の処分		2,605		14,525	17,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	2,605	12,147	△7,624	7,128
当期末残高	30,043	4,579	267,190	△25,735	276,077

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	167	△0	1,823	1,990	101	271,040
当期変動額						
剰余金の配当						△3,227
親会社株主に帰属する当期純利益						15,375
自己株式の取得						△22,149
自己株式の処分						17,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,946	5	992	16,944	6	16,950
当期変動額合計	15,946	5	992	16,944	6	24,079
当期末残高	16,114	4	2,815	18,934	108	295,120

当連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,043	4,579	267,190	△25,735	276,077
当期変動額					
剰余金の配当			△5,410		△5,410
親会社株主に帰属する当期純利益			20,177		20,177
自己株式の取得				△10,506	△10,506
自己株式の処分		37		128	165
自己株式の消却		△4,617	△18,149	22,767	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△4,579	△3,382	12,388	4,426
当期末残高	30,043	－	263,807	△13,346	280,503

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,114	4	2,815	18,934	108	295,120
当期変動額						
剰余金の配当						△5,410
親会社株主に帰属する当期純利益						20,177
自己株式の取得						△10,506
自己株式の処分						165
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,482	10	△2,258	△3,730	3	△3,727
当期変動額合計	△1,482	10	△2,258	△3,730	3	698
当期末残高	14,631	15	556	15,203	111	295,818

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	19,480	24,717
減価償却費	5,193	5,953
減損損失	559	1,406
のれん償却額	129	129
貸倒引当金の増減 (△)	△11,443	△11,088
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	21
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△19	1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△10	1
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△831	△1,196
株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	373	61
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△25	△83
偶発損失引当金の増減 (△)	△6	18
資金運用収益	△66,288	△68,425
資金調達費用	1,155	2,551
有価証券関係損益 (△)	5,074	1,646
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	601	69
商品有価証券の純増 (△) 減	43	△1
貸出金の純増 (△) 減	13,713	△116,221
預金の純増減 (△)	△104,723	△96,489
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	5,866	7,994
コールローン等の純増 (△) 減	△24,706	△40,000
買入金銭債権の純増 (△) 減	6,163	9,732
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,561	5,149
外国為替 (負債) の純増減 (△)	138	△180
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△250	△974
金融商品等差入担保金の純増 (△) 減	△4,965	4,884
資金運用による収入	66,659	67,896
資金調達による支出	△1,217	△1,998
その他	△1,238	△980
小計	△92,131	△205,405
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△944	△3,077
営業活動によるキャッシュ・フロー	△93,075	△208,482

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△70,522	△98,873
有価証券の売却による収入	37,956	11,337
有価証券の償還による収入	79,733	31,222
金銭の信託の減少による収入	0	—
有形固定資産の取得による支出	△995	△1,136
有形固定資産の売却による収入	216	1,912
無形固定資産の取得による支出	△1,251	△909
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,136	△56,447
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△3,227	△5,410
自己株式の取得による支出	△22,149	△10,506
自己株式の売却による収入	17,123	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,253	△15,916
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△56,193	△280,847
現金及び現金同等物の期首残高	1,021,498	965,305
現金及び現金同等物の期末残高	※1 965,305	※1 684,457

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年～15年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に基づいて定めた償却・引当基準により、以下のとおり計上しております。

(イ)破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に対する債権については、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却し、帳簿価額から直接減額しております。

その金額は13,273百万円(前連結会計年度は13,094百万円)であります。

(ロ)破綻先及び実質破綻先に対する債権については、(イ)による直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し全額引当計上しております。

(ハ)現在、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における毀損率等を勘案し、必要と認められる額を引当計上しております。

(ニ)破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

(ホ)上記(イ)～(ニ)以外の債権については、今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、必要な修正を検討のうえ、過去の一定期間における貸倒実績の平均値に基づき算定した貸倒実績率等に基づき算定しております。

(ヘ)上記に関わらず、一部の投資用不動産関連融資については、以下のとおり貸倒引当金を計上しており、その金額は7,274百万円(前連結会計年度は11,213百万円)であります。

シェアハウス関連融資を受けた債務者に対する債権のうち、債務者との面談により得られた情報等に基づき算出された返済可能額により、元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件見直し前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、それ以外のシェアハウス関連融資を受けた債務者に対する債権については、上記キャッシュ・フロー見積法を適用した先の引当率等により貸倒引当金を計上しております。

なお、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、当社に準じて資産査定を実施し、必要と認めた額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、取締役等を対象とした事後交付型株式報酬制度及び幹部社員等(国内非居住者を除く。以下「幹部社員等」という。)を対象とした株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役等及び幹部社員等に対して割り当てられたユニット(ポイント)数に応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用　：　発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数 理 計 算 上 の 差 異 ： 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証によりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については20年間の定額法により償却を行っております。

(17) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 101,763百万円 (前連結会計年度は112,852百万円)

当社の貸出金の大宗は個人債務者に対するものであり、その多くは貸貸を目的とした不動産取得を用途とした投資用不動産融資 (シェアハウス関連融資を含む。) であります。

なお、上記の貸倒引当金には、シェアハウス関連融資に係る貸倒引当金7,274百万円 (前連結会計年度は11,213百万円) が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 「4. 会計方針に関する事項」 「(5) 貸倒引当金の計上基準」 「(イ) から (ホ)」 に記載しております。ただし、シェアハウス関連融資に係る貸倒引当金の算出方法は、(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 「4. 会計方針に関する事項」 「(5) 貸倒引当金の計上基準」 「(へ)」 に記載しております。

②主要な仮定

投資用不動産融資についての主要な仮定は、「債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し」及び「債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し」であります。

a. 債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

b. 債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し

個人債務者の返済状況 (延滞の状況)、条件変更の状況、信用情報の他、投資用不動産融資については投資用不動産の物件収支等を基礎に、個人債務者の返済能力の見通しを仮定し、債務者区分の判定を行っております。

なお、シェアハウス関連融資については、上記に加えて、個人債務者の給与所得や債務者との面談により得られた情報等も加味して、個人債務者の返済能力の見通しを仮定し、シェアハウス関連融資固有の債務者区分 (シェアハウス債務者区分) の判定を行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の「②主要な仮定」は不確実性を伴い、経済状況の変化など、「債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し」及び「債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し」が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものがあります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号2025年3月11日)

(1) 概要

企業が投資する組合等への出資の評価に關しての取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

(追加情報)

(幹部社員等に対する株式報酬制度)

当社は、前連結会計年度より、当社の営業店及び各本部の所属長等で構成する幹部社員等(国内非居住者を除く。以下「幹部社員等」という。)に対して、株式付与ESOP信託による株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。本制度により、エンゲージメントを高め、かつ株主さまとの利害を共有し、人材の価値を引き出しながら、長期的な視点で企業価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資としてESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部社員等に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を退職時に交付及び給付するものです。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末148百万円、256千株であります。

なお、本制度に基づく当連結会計年度の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	19,950百万円	36,246百万円

- ※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、リース債権及びリース投資資産、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	114,388百万円	102,884百万円
危険債権額	58,172百万円	64,184百万円
三月以上延滞債権額	1,184百万円	475百万円
貸出条件緩和債権額	36,780百万円	25,824百万円
合計額	210,525百万円	193,368百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	852百万円	613百万円

※4 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
	16,401百万円	61,692百万円

※5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	46,759百万円	46,028百万円
貸出金	167,335百万円	147,556百万円
計	214,094百万円	193,585百万円

担保資産に対応する債務

該当ありません。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	12,050百万円	22,759百万円
金融商品等差入担保金	16,308百万円	11,399百万円

また、その他資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
保証金等	2,365百万円	2,096百万円

※6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	1,376,759百万円	1,343,421百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,371,177百万円	1,337,183百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	38,603百万円	36,024百万円

※8 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	3,928百万円	3,882百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(― 百万円)	(― 百万円)

(連結損益計算書関係)

※1 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債権売却損	2,239百万円	1,897百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料・手当	12,944百万円	13,162百万円
減価償却費	5,172百万円	5,936百万円

※3 減損損失

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗等	土地・建物・動産等	141百万円
	遊休資産	土地・建物・動産	368百万円
静岡県外	営業店舗等	建物・動産等	49百万円
	遊休資産	―	一百万円
			559百万円

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失
静岡県内	営業店舗等	建物・動産等	247百万円
	遊休資産	土地・建物	12百万円
静岡県外	営業店舗等	土地・建物・動産等	1,138百万円
	遊休資産	土地	8百万円
			1,406百万円

当社は減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。本部等の資産は共用資産として、遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び使用方法の変更等により投資額の回収が見込めなくなった資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額による場合は、不動産鑑定評価等から算出した評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものです。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	16,961	△4,591
組替調整額	5,830	2,732
法人税等及び税効果調整前	22,792	△1,859
法人税等及び税効果額	6,845	△377
その他有価証券評価差額金	15,946	△1,482
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△9	11
組替調整額	18	2
法人税等及び税効果調整前	8	14
法人税等及び税効果額	2	4
繰延ヘッジ損益	5	10
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,959	△2,394
組替調整額	△538	△830
法人税等及び税効果調整前	1,421	△3,225
法人税等及び税効果額	429	△966
退職給付に係る調整額	992	△2,258
その他の包括利益合計	16,944	△3,730

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	232,139	—	—	232,139	
合計	232,139	—	—	232,139	
自己株式 普通株式	43,768	30,925	35,101	39,592	(注) 1、2、3
合計	43,768	30,925	35,101	39,592	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加30,925千株は、取締役会決議による株式の取得30,666千株、株式付与ESOP信託分257千株及び単元未満株式の買取1千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の減少35,101千株は、取締役会決議による株式の処分35,089千株及び株式報酬制度による株式の交付12千株によるものです。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式が257千株含まれております。

2 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	1,695	9.00	2023年3月31日	2023年6月6日
2023年11月9日 取締役会	普通株式	1,532	7.00	2023年9月30日	2023年12月12日

(注) 2023年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	2,699	利益剰余金	14.00	2024年3月31日	2024年6月4日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	232,139	—	35,000	197,139	
合計	232,139	—	35,000	197,139	
自己株式 普通株式	39,592	9,031	35,157	13,466	(注) 1、2、3
合計	39,592	9,031	35,157	13,466	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加9,031千株は、取締役会決議による株式の取得9,029千株及び単元未満株式の買取2千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の減少35,157千株は、取締役会決議による株式の処分35,000千株及び株式報酬制度による株式の交付157千株によるものです。
3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式がそれぞれ、257千株、256千株含まれております。

2 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月10日 取締役会	普通株式	2,699	14.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月 4 日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	2,710	14.50	2024年 9 月30日	2024年12月10日

- (注) 1. 2024年 5 月10日取締役会決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2. 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月12日 取締役会	普通株式	2,666	利益剰余金	14.50	2025年 3 月31日	2025年 6 月 3 日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金預け金勘定	982,204百万円	693,361百万円
定期預け金	△65百万円	△65百万円
普通預け金	△596百万円	△697百万円
その他預け金	△16,237百万円	△8,142百万円
現金及び現金同等物	965,305百万円	684,457百万円

(リース取引関係)

金額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、リース業務、保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券運用等において、金利の変動リスクや価格の変動リスクを有していることから、リスク種類毎に資本配賦を行い、計量化したリスク量を自己資本の範囲内にコントロールする統合リスク管理やALM（資産負債総合管理）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の個人ローンを中心とした貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、資金運用目的等で保有しております。これらは、金利の変動リスク、価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、預金が大半を占め、市場からの調達は限定的であります。これらは不測の事態により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

これら金融資産・負債の金利の変動リスクについてはALM（資産負債総合管理）を行っており、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、ALMの一環として固定金利の支払い、変動金利の受取を主とした金利スワップを中心に取り組んでおります。当社では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象の金利リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、「統合的リスク管理規程」を制定し、リスクを適切に管理・監視することにより、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を図っております。

① 信用リスクの管理

当社グループは、資産の健全性を維持・向上させ、適切な信用リスク管理を行うことを目的に「信用リスク管理規程」を制定しております。中小企業、個人ローンを中心とした小口分散化されたポートフォリオを構築することで、特定先への与信が集中することを排除するとともに、信用リスクの変動状況をモニタリングすることにより、リスクに見合った適正な利益の確保に努めております。

貸出資産の信用リスク管理部門は、営業セクションから独立した審査本部及び融資管理本部が担っており、相互牽制機能を確保しております。審査本部は、個別案件の審査、債務者の再生、融資管理本部は、不良債権の処理、延滞管理などにより機能分担されております。また、「信用リスク委員会」では、審議及び報告された事項を統合リスク管理委員会に報告し、審議・報告事項のうち重要事項について業務執行会議及び取締役会に報告を行っております。

審査本部では、営業及び融資を通じて蓄積した各種データをもとに、債務者格付制度を確立、財務情報などを分析し、貸出における信用力判定の正確さの向上に努めております。資産査定部門においては、自己査定が適切に実施される体制を整備し、資産健全性の維持・向上に努めております。

融資管理本部では、延滞債権の督促・管理を審査部門、営業推進部門と協力して行う態勢を整備し早期解消に努め、適切な引当金の計上を行うとともに、競売、任意売却、償却、債権譲渡等の最終処理を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、「市場・流動性リスク管理規程」を制定し、リスクをリスク資本内に制御しながらより効率的な利益の追求を目指しております。所管部署である市場金融部（2025年4月1日以後、コンプライアンス・リスク管理本部統合リスク管理室）は、定期的に市場・流動性管理に関する執行方針を策定し、資本使用額、ポジション枠、損失限度額等の限度枠を設定しております。これら限度枠の遵守状況と使用状況は、機能分担された市場金融部内（2025年4月1日以後、コンプライアンス・リスク管理本部統合リスク管理室）においてモニタリングを行うとともに、統合リスク管理委員会へ定期的又は必要に応じて随時、報告する態勢となっております。なお、政策投資株式については、総合企画本部を所管部署とし、その運用及び管理は「政策投資株式に関するリスク管理規程」に定めております。政策投資株式の取得・売却は、業務執行会議において決定しております。政策投資株式のリスク資本の使用状況は、日次でリスク量を測定し、月次で統合リスク管理委員会においてモニタリングを行い、業務執行会議に報告しております。

市場金融部及び総合企画本部の各担当部署は、フロントとバックを分離し相互牽制機能が発揮できる管理体制を整えております。

(ii) 金利リスクの管理

金利リスクにつきましては、市場リスクにおける一つのリスク・ファクターと捉え、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が損失を被るリスクと定義し、市場リスクに配賦されたリスク資本内でのより効率的な利益追求を目指し管理しております。リスク量の計測につきましては、国債・地方債等の有価証券については日次で、預貸金等については月次で実施し、計測したリスク量を月次で統合リスク管理委員会に報告しております。統合リスク管理委員会では、金利リスクを市場リスクの枠組みのなかで管理するとともに、各種リスクに割り当てられた資本の使用状況についてのモニタリングを行っております。また必要に応じてアラームポイントを設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲内にコントロールする管理運営を行っております。統合リスク管理委員会が審議された内容については、業務執行会議に報告・提言を行っております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替相場が変動することによって損失を被るリスクです。為替リスクの計測は「市場・流動性リスク管理規程」に基づき外国為替ポジションを対象として行っており、計測したリスク量が市場・流動性管理に関する執行方針で定めた限度枠内に収まるよう管理を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理及びヘッジ有効性の評価に関する部門をそれぞれ分離することで内部牽制体制を確立し、市場・流動性リスク管理規程に基づき、運用を行っております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 有価証券リスク

当社では、保有する有価証券に関するVaRの算定については、分散共分散法を採用しております。VaRの計測の前提条件は、保有期間60日（政策投資株式は120日）信頼区間99.9%、観測期間1年として、日次で計測を行っております。なお、マルチアセットファンドは、商品の特性を勘案し、保有期間120日、信頼区間99.9%、観測期間10年としております。

2025年3月31日現在で、当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、37,103百万円（2024年3月31日現在24,299百万円）であります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 預貸金利リスク（有価証券以外の金融商品）

有価証券以外の金利リスクの影響を受ける金融商品（預金及び貸出金等）に関するVaRの算定については、分散共分散法を採用しております。VaRの計測の前提条件は、保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年として、月次でリスク量の計測を行っております。

2025年3月31日現在で、当社の預貸金利リスク量（損失額の推計値）は、772百万円（2024年3月31日現在418百万円）であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクの管理については、「市場・流動性リスク管理規程」を制定し、安定した資金繰りと高い流動性の確保及び流動性リスクが顕在化した場合におけるリアルタイムな状況の把握及び報告体制等、適切な流動性リスク管理態勢の構築に努めております。さらに、保有有価証券等の資産を利用した資金調達手段を備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権 (注) 1	125, 121	125, 121	—
(2) 金銭の信託	99	99	—
(3) 有価証券	271, 855	271, 855	—
その他有価証券 (注) 2	271, 855	271, 855	—
(4) 貸出金	2, 076, 613		
貸倒引当金 (注) 1	△111, 739		
	1, 964, 873	1, 962, 971	△1, 901
資産計	2, 361, 950	2, 360, 048	△1, 901
(1) 預金	3, 244, 907	3, 245, 238	330
負債計	3, 244, 907	3, 245, 238	330
デリバティブ取引 (注) 3			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(18)	(18)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(11)	(11)	—
デリバティブ取引計	(30)	(30)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
2. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
3. その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権 (注) 1	115,428	115,420	△7
(2) 金銭の信託	99	99	—
(3) 有価証券	325,354	325,354	—
その他有価証券 (注) 2	325,354	325,354	—
(4) 貸出金	2,192,835		
貸倒引当金 (注) 1	△101,281		
	2,091,553	2,088,341	△3,212
資産計	2,532,435	2,529,215	△3,219
(1) 預金	3,148,418	3,147,700	△718
負債計	3,148,418	3,147,700	△718
デリバティブ取引 (注) 3			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	22	22	—
デリバティブ取引計	22	22	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
2. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
3. その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式(注) 1、(注) 2	1,620	1,618
組合出資金(注) 3	2,605	1,983

- (注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	959,611	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	85,000	—	—	—	—
有価証券	8,576	54,002	39,796	6,423	114,749
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	8,576	54,002	39,796	6,423	114,749
うち国債	—	—	—	—	22,500
地方債	8,301	52,607	36,072	—	19,076
社債	66	607	3,068	6,040	12,500
その他	209	787	656	383	60,672
貸出金(注)1、(注)2	30,478	72,812	95,916	100,726	1,428,687
合計	1,083,666	126,814	135,712	107,149	1,543,436

(注)1. 貸出金については、最終期日をもって期限としております。

2. 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない171,277百万円、期間の定めのないもの176,715百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	670,070	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	125,000	—	—	—	—
有価証券	32,891	86,432	40,504	3,521	112,384
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	32,891	86,432	40,504	3,521	112,384
うち国債	—	24,000	12,000	—	28,500
地方債	32,344	49,322	17,350	1,474	30,925
社債	271	3,970	10,802	2,000	15,300
その他	275	9,139	352	47	37,659
貸出金(注)1、(注)2	51,781	105,493	190,442	95,300	1,413,126
合計	879,743	191,925	230,947	98,822	1,525,510

(注)1. 貸出金については、最終期日をもって期限としております。

2. 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない166,550百万円、期間の定めのないもの170,140百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(注)	1,866,592	260,498	561,249	248,851	264,550	43,166
合計	1,866,592	260,498	561,249	248,851	264,550	43,166

(注) 預金のうち、要求払預金については、「3ヶ月未満」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(注)	1,837,308	220,248	510,435	245,501	262,287	72,636
合計	1,837,308	220,248	510,435	245,501	262,287	72,636

(注) 預金のうち、要求払預金については、「3ヶ月未満」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	99	—	99
有価証券				
その他有価証券				
国債	21,406	—	—	21,406
地方債	—	115,524	—	115,524
社債	—	16,683	5,479	22,163
株式	47,815	—	—	47,815
投資信託	—	60,405	—	60,405
その他	—	226	—	226
デリバティブ取引				
金利関連	—	6	—	6
通貨関連	—	0	—	0
資産計	69,222	192,946	5,479	267,648
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	37	—	37
負債計	—	37	—	37

(注) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、4,313百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基準 価額を時価とみ なさないことと した額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益 (※1)
	損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
991	—	24	3,296	—	—	4,313	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	99	—	99
有価証券				
その他有価証券				
国債	61,389	—	—	61,389
地方債	—	128,141	—	128,141
社債	—	25,361	5,705	31,066
株式	51,669	—	—	51,669
投資信託	—	37,659	—	37,659
その他	—	7,933	—	7,933
デリバティブ取引				
金利関連	—	22	—	22
通貨関連	—	—	—	—
資産計	113,059	199,216	5,705	317,980
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(注) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、7,495百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基準 価額を時価とみ なさないことと した額	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する投資 信託の評価損益 (※1)
	損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
4,313	3	111	3,067	—	—	7,495	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	125,121	125,121
貸出金	—	—	1,962,971	1,962,971
資産計	—	—	2,088,093	2,088,093
預金	—	3,245,238	—	3,245,238
負債計	—	3,245,238	—	3,245,238

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	115,420	115,420
貸出金	—	—	2,088,341	2,088,341
資産計	—	—	2,203,762	2,203,762
預金	—	3,147,700	—	3,147,700
負債計	—	3,147,700	—	3,147,700

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、ローン債権の信託受益権であることから、貸出金と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。一部の買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価額を使用しております。

当該時価は観察できないインプットを使用しているためレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローの現在価値技法を用いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

いずれの時価においても観察できないインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しております。

負債
預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は観察可能なインプットを使用しているためレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	1.30～1.40%	1.39%

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	1.30～1.40%	1.39%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	—	—	39	5,440	—	—	5,479	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	5,479	—	△74	300	—	—	5,705	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」等に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドの著しい増加(減少)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 2024年 3 月 31 日	当連結会計年度 2025年 3 月 31 日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△0	△0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2024年 3 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	47,815	21,697	26,118
	債券	20,828	20,637	191
	国債	2,427	2,410	17
	地方債	9,658	9,606	52
	社債	8,742	8,620	121
	その他	3,610	3,586	24
	小計	72,255	45,920	26,334
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	138,266	139,391	△1,125
	国債	18,979	19,446	△467
	地方債	105,865	106,450	△584
	社債	13,421	13,494	△72
	その他	61,334	63,969	△2,635
	小計	199,600	203,361	△3,761
合計		271,855	249,281	22,573

当連結会計年度(2025年 3 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	51,669	21,695	29,973
	債券	9,498	9,493	4
	国債	8,994	8,993	0
	地方債	—	—	—
	社債	503	500	3
	その他	7,195	7,059	135
	小計	68,362	38,248	30,113
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	211,099	217,691	△6,592
	国債	52,395	54,686	△2,291
	地方債	128,141	131,417	△3,276
	社債	30,563	31,587	△1,024
	その他	45,892	48,300	△2,407
	小計	256,991	265,991	△8,999
合計		325,354	304,240	21,113

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,117	2,284	19
債券	33,838	—	1,851
国債	16,418	—	1,431
地方債	17,419	—	419
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	37,956	2,284	1,870

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	1	—
債券	10,626	—	1,208
国債	10,626	—	1,208
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	707	3	41
合計	11,337	5	1,249

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

また、その他有価証券の減損にあたっては、当連結会計年度末日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄について減損処理をするとともに、30%以上50%未満の銘柄について発行会社の信用リスクや過去一定期間の時価の推移等を判断基準として減損処理を行っております。

なお、当連結会計年度及び前連結会計年度における減損処理はありません。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	99	—

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	99	—

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	23,142
その他有価証券	23,142
(△)繰延税金負債	6,934
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	16,207
(△)非支配株主持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	16,114

(注) 非支配株主持分相当額は、非支配株主から取得した持分であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	21,282
その他有価証券	21,282
(△)繰延税金負債	6,556
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	14,725
(△)非支配株主持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	14,631

(注) 非支配株主持分相当額は、非支配株主から取得した持分であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価、評価損益及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	548	—	△18	△18
	売建	548	—	△18	△18
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△18	△18

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	1,584	1,012	6
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		1,584	1,012	6
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
金利スワップの特 例処理	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	合計				6

(注) 個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	997	997	22
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		997	997	22
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
金利スワップの特 例処理	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
	合計				22

(注) 個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処 理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	—	—	—
	為替予約		254	—	△18
為替予約 等の振当 処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	合計	—	—	—	△18

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社は、退職給付信託を設定しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	18,473	17,819
勤務費用	441	414
利息費用	97	93
数理計算上の差異の発生額	△92	△2,913
退職給付の支払額	△1,100	△1,101
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	17,819	14,311

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	38,305	40,453
期待運用収益	957	1,011
数理計算上の差異の発生額	1,867	△5,308
事業主からの拠出額	—	229
退職給付の支払額	△677	△639
年金資産の期末残高	40,453	35,746

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	17,536	14,027
年金資産	△40,453	△35,746
	△22,917	△21,718
非積立型制度の退職給付債務	282	284
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△22,633	△21,434

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債	282	284
退職給付に係る資産	△22,916	△21,718
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△22,633	△21,434

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	441	414
利息費用	97	93
期待運用収益	△957	△1,011
数理計算上の差異の費用処理額	△538	△830
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	△957	△1,334

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は一括して「勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	—	—
数理計算上の差異	1,421	△3,225
合計	1,421	△3,225

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	—	—
未認識数理計算上の差異	△4,033	△807
合計	△4,033	△807

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
債券	20.2%	22.1%
株式	42.5%	28.7%
投資信託	28.6%	39.2%
現金及び預金	2.8%	3.6%
一般勘定	4.8%	5.4%
その他	1.1%	1.0%
合計	100.0%	100.0%

(注) 1. 前連結会計年度の年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が32.7%含まれております。

2. 当連結会計年度の年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が29.5%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.5%	2.0%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率（基本給部分）	2.9%	2.9%

(注) 割引率及び長期期待運用収益率は、加重平均で表しております。

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度232百万円、当連結会計年度225百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
該当事項はありません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	37,592 百万円	35,813 百万円
税務上の繰越欠損金(注 2)	5,029	2,612
固定資産減損	2,212	2,405
減価償却費	1,325	1,818
有価証券減損	145	150
退職給付に係る負債	642	88
その他	2,549	2,332
繰延税金資産小計	49,496	45,220
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注 2)	△4,135	△1,614
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△29,092	△29,711
評価性引当額小計(注 1)	△33,228	△31,326
繰延税金資産合計	16,268	13,894
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,934	△6,556
退職給付信託設定益	△1,273	△541
退職給付に係る資産	△1,218	△519
その他	△38	△58
繰延税金負債合計	△9,464	△7,676
繰延税金資産の純額	6,804 百万円	6,218 百万円

(注 1) 評価性引当額の主な減少要因は貸倒引当金の減少によるものです。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	5,029	5,029
評価性引当額	—	—	—	—	—	4,135	4,135
繰延税金資産(*2)	—	—	—	—	—	893	893

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金(*3)	—	—	—	—	—	2,612	2,612
評価性引当額	—	—	—	—	—	1,614	1,614
繰延税金資産(*4)	—	—	—	—	—	997	997

(*3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*4) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.2 %	31.1 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△0.5
住民税均等割等	0.3	0.2
評価性引当額の増減	△8.7	△11.5
その他	△0.6	△1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0 %	18.3 %

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	91,447	91,092
うち役務取引等収益	7,525	8,650
(うち預金・貸出業務)	4,160	5,415
(うち為替業務)	1,206	1,198
(うち証券関連業務)	133	83
(うち代理業務)	1,363	1,433
(うち保護預り・貸金庫業務)	209	204
(うちその他業務)	452	314

(注) 1. 上表の収益は、主として「銀行」から発生しております。

2. 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心に行う当社と、貸金業務、リース業務、事務処理代行業務、クレジットカード業務、保証業務等を行う連結子会社から構成されております。

当社グループは、「銀行」及び「クレジットカード業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「クレジットカード業」について、量的な重要性がなくなったと判断したため、「銀行」のみを報告セグメントとする記載方法に変更しております。「銀行」は、預金業務、貸出業務、為替業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行				
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	83,491	8,128	91,619	△172	91,447
(2) セグメント間の内部 経常収益	128	1,168	1,297	△1,297	—
計	83,619	9,297	92,916	△1,469	91,447
セグメント利益	20,156	741	20,898	△256	20,641
セグメント資産	3,540,476	41,307	3,581,783	△21,042	3,560,741
その他の項目					
減価償却費	4,954	239	5,193	—	5,193
減損損失	552	6	559	—	559
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,035	211	2,247	—	2,247

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない連結子会社の行う貸金業務、リース業務、事務処理代行業務、保証業務等であります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△172百万円は、貸倒引当金戻入益△172百万円であります。

(2) セグメント利益の調整額△256百万円は、のれんの償却額△129百万円、セグメント間取引消去額△127百万円であります。

(3) セグメント資産の調整額△21,042百万円は、セグメント間の相殺額等△25,075百万円、退職給付に係る資産の調整額4,033百万円であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行				
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	83,039	8,425	91,464	△372	91,092
(2) セグメント間の内部 経常収益	147	977	1,124	△1,124	—
計	83,186	9,402	92,589	△1,497	91,092
セグメント利益	25,649	649	26,299	△139	26,159
セグメント資産	3,443,892	43,788	3,487,681	△25,412	3,462,268
その他の項目					
減価償却費	5,758	194	5,953	—	5,953
減損損失	1,406	—	1,406	—	1,406
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,738	306	2,045	—	2,045

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない連結子会社の行う貸金業務、リース業務、事務処理代行業務、クレジットカード業務、保証業務等であります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△372百万円は、貸倒引当金戻入益△372百万円であります。

(2) セグメント利益の調整額△139百万円は、のれんの償却額△129百万円、セグメント間取引消去額△9百万円であります。

(3) セグメント資産の調整額△25,412百万円は、セグメント間の相殺額等△26,220百万円、退職給付に係る資産の調整額807百万円であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	61,171	30,275	91,447

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、海外に営業拠点を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	60,484	30,607	91,092

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、海外に営業拠点を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行		
減損損失	552	6	559

(注) 「その他」の金額は、すべて貸金業に係る金額であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行		
減損損失	1,406	—	1,406

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行		
当期償却額	—	129	129
当期末残高	—	1,035	1,035

(注) 「その他」の金額は、貸金業務を行う連結子会社に係る金額であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行		
当期償却額	—	129	129
当期末残高	—	906	906

(注) 「その他」の金額は、貸金業務を行う連結子会社に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金(百 万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 主要株主	株式会社 クレディ セゾン	東京都 豊島区	75,929	ペイメント 事業等	所有 5.4 被所有 19.0	ローン・ パーティシ ペーション 取引	ローン・ パーティシ ペーション 支払手数料	45,307 136	— —	— —

(注) 1. 当社が参加者となるローン・パーティシペーション取引であります。

2. 取引条件は、当該取引と類似する取引に係る条件を勘案して決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,532円15銭	1,609円96銭
1株当たり当期純利益	75円44銭	106円84銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—	—

(注) 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	295,120	295,818
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	108	111
うち非支配株主持分	百万円	108	111
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	295,012	295,707
1株当たり純資産額の算定に用い られた期末の普通株式の数	千株	192,546	183,672

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式付与ESOP信託が保有する当社株式（前連結会計年度257,900株、当連結会計年度256,998株）を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

(2) 1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	15,375	20,177
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	15,375	20,177
普通株式の期中平均株式数	千株	203,786	188,839

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上、株式付与ESOP信託が保有する当社株式の期中平均株式数（前連結会計年度157,840株、当連結会計年度257,837株）を期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

(重要な後発事象)

(連結子会社間の合併)

当社の子会社であるスルガコンピューターサービス株式会社は、当社の子会社であるスルガスタッフサービス株式会社を2025年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称	スルガコンピューターサービス株式会社
事業の内容	事務処理代行業務、システム開発業務

② 被結合企業

名称	スルガスタッフサービス株式会社
事業の内容	人材派遣業務

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

スルガコンピューターサービス株式会社を存続会社、スルガスタッフサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

スルガビジネスソリューション株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社の中期経営計画「Re : Start 2025 Phase2」における「グループ連携による法人先の課題解決」方針等を踏まえ、連結子会社として複合的なソリューションサービスの提供を可能とすることを目的として吸収合併したものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

（自己株式の公開買付け及び市場買付け）

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得、並びにその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び市場買付けを行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討した上で、株主還元の充実に努めることを株主還元の基本方針としております。自己株式の取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施することとしております。

今般、この方針に則り検討を進め、株主の皆さまへの利益還元を図ることといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 12,500,000株（上限）
(2025年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
6.80%（小数点以下第三位を四捨五入）） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 15,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年5月13日～2026年1月31日 |
| (5) 取得方法 | 取得し得る株式の総数のうち 6,212,910 株については、本公開買付けにおける買付予定数としており、本公開買付けによる取得を予定しております。
取得し得る株式の総数のうち、本公開買付けにおいて取得されなかった株式については、市場買付けの方法により取得することを予定しております。 |

3. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討した上で、株主還元の充実に努めることを株主還元の基本方針としております。具体的には、配当政策については、配当性向30%程度を目安とした安定配当を基本方針としており、また、自己株式の取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施することとしております。当社は、剰余金の配当について、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めており、上記基本方針に基づき、2025年3月期の年間配当金は、中間配当金（1株当たり14.50円）と期末配当金（1株当たり14.50円）を合わせて、1株当たり29.00円といたしました。2026年3月期につきましては、2025年5月12日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）のとおり、中間配当金（1株当たり18.50円）と期末配当金（1株当たり18.50円）を合わせて、1株当たり37.00円を年間配当額とする予定です。また、経営環境等を勘案して機動的な資本政策を行うことを目的として、当社は、会社法第459条第1項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。実際に、これまでも当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、自己株式を取得してまいりました（注1）。

（注1） 直近2年間の実績は、下表記載のとおりです。

公表日 (取締役会決議日)	取得期間	取得株数 (取得割合) (※)	買付総額
2023年5月18日	2023年7月4日～2024年3月1日	30,666,600 (16.28%)	21,999,986,200円
2024年4月4日	2024年5月13日～2024年9月17日	6,000,000 (3.11%)	6,505,308,900円
2025年2月6日	2025年2月7日～2025年4月7日	4,500,000 (2.41%)	5,811,103,400円

（※） 表中の「取得割合」は、各自己株式取得の公表日の直前時点における当社の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。詳細は、各自己株式取得に関するプレスリリースをご参照ください。

当社は、2023年5月18日付のプレスリリース「スルガ銀行株式会社と株式会社クレディセゾンの資本業務提携に関するお知らせ」にて公表したとおり、株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」といいます。当社普通株式の所有株式数：35,089,000株、所有割合(注2)：19.08%)と資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行っており、本書提出日現在、クレディセゾンは当社の主要株主である筆頭株主であり、当社はクレディセゾンの持分法適用関連会社となっております。当社とクレディセゾンは、本資本業務提携を通じ、両社がそれぞれの個人顧客向けの金融サービスを提供する中で培ってきた知見を最大限活用し、シームレス(注3)に連携することにより、あらゆる「困りごと」や「不」を起点とした“Neo Finance Solution Company”(注4)の創造を掲げ、不動産ファイナンスや住宅ローン事業、クレジットカード事業等の領域において協業を順調に進捗させてきたものと考えております。当社は、今後もクレディセゾンとの協業を通して、企業価値の向上に向けた取り組みを強化していく所存です。

本資本業務提携の開始後、当社の株価が順調に進展していく中、当社は株主還元の一環として自己株式の取得を進めてまいりましたが、その結果、クレディセゾンの所有割合は、15.70%(本資本業務提携開始時の所有割合(注5))から19.08%(所有割合)まで上昇しております。当社は、本資本業務提携のさらなる発展を希求しておりますが、クレディセゾンの持分法適用関連会社としての関係を維持することを前提としながらも、本資本業務提携の前提である相互対等の精神に基づき当社の経営の独立性を一定程度維持する観点からは、クレディセゾンの所有割合が本資本業務提携開始時の所有割合から大きく乖離している状態は望ましくないと考え、クレディセゾンの所有割合を本資本業務提携開始時の所有割合の水準程度に戻すことを目的(以下「本目的」といいます。)とし、2024年12月下旬、クレディセゾンに対して、その所有する当社普通株式のうち、本目的を達するに足る数の当社普通株式の売却を打診いたしました。その後、当社は、2025年2月14日、クレディセゾンから、その所有する当社普通株式のうち、本目的を達するに足る数の当社普通株式の売却に協力する意向がある旨の連絡を受けました。クレディセゾンからの売却意向を受けて、当社は、前述の株主還元の基本方針の一環と位置付ける自己株式の取得により、クレディセゾンが所有する当社普通株式の一部を当社が取得すれば、当社普通株式の流動性を損ねることなく、比較的短期間に当社の自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率を向上させることができるなど企業価値向上に資すると考え、2025年3月上旬、クレディセゾンが所有する当社普通株式のうち、本目的を達するに足る数の当社普通株式の取得に向けた検討を開始いたしました。

(注2) 「所有割合」とは、本決算短信に記載の、2025年3月31日現在の発行済株式総数(197,139,248株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(13,466,573株)を控除し、当該自己株式数に含まれる、当社の幹部社員を対象とした当社普通株式を用いた株式報酬制度における株式付与ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託(以下「本株式付与ESOP信託」といいます。)が同日現在保有する当社普通株式数(256,998株)を加算した株式数(183,929,673株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

(注3) 「シームレス」とは、銀行業態である当社とノンバンク業態であるクレディセゾンが、本資本業務提携にて掲げる①当社によるセゾン支店の設立及びクレディセゾンによる銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)上の銀行代理業許可の取得、②セゾンプラチナ・ビジネスカードの共同事業化、③住宅ローン事業における連携、④不動産ファイナンス事業の共同展開、といった協業を通じて顧客に円滑にサービス提供できる状態のことをいいます。

(注4) 「Neo Finance Solution Company」とは、当社とクレディセゾンが目指すビジョンであり、金融分野における顧客の「困りごと」や「不」(不安、不便、不満などの意味)といった課題に対して革新的な金融ソリューションを提供する新たな企業のことをいいます。

(注5) 「本資本業務提携開始時の所有割合」とは、当社が2023年6月29日に提出した第212期有価証券報告書に記載の、2023年3月31日現在の発行済株式総数(232,139,248株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(43,768,676株)を控除し、本資本業務提携の一環として当社がクレディセゾンに対して行った第三者割当による自己株式の処分における処分株式数(35,089,000株)を加算した株式数(223,459,572株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

当社は、クレディセゾンの所有する当社普通株式を取得することを前提に、クレディセゾンから自己株式取得を行う場合の具体的な取得方法として、公開買付けによる方法、市場買付けによる方法、及びToSTNeT-3を利用した自己株式取得による方法を選択肢として十分に検討を重ねた結果、(i)株主間の平等性、(ii)取引の透明性、(iii)市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から、クレディセゾン以外の株主による応募は限定的になると考えられ、クレディセゾンが応募する当社普通株式の全部

の取得の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び、(iv)クレディセゾン以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会が確保されること等を考慮し、2025年4月上旬、公開買付けの手法による自己株式の取得が最適であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、2025年4月上旬、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社は、上記検討を踏まえ、本公開買付価格については、本決議日(以下に定義します。以下同じです。)の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は一定期間の終値単純平均値のうち最も低い価格を基礎とし、当該価格から一定のディスカウントを行った価格とすることが妥当であると考えました。

そこで、当社は、2025年4月9日、クレディセゾンに対して、上記のとおり当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、クレディセゾンから、同日に、本公開買付価格が上記のとおり算定されることを前提として、本公開買付けへの応募について協議を進めていく旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率を参考に、本公開買付価格の検討を進めました。具体的には、クレディセゾンへのディスカウント率の提示にあたり、当社は、2021年1月1日から2025年4月25日までに公表された自己株式の公開買付けの事例のうち、本公開買付けと同様に特定の株主からディスカウント価格による自己株式の公開買付けへの応募を得た上で実施された事例(以下、総称して「本事例」といいます。)82件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度(9%から11%)とした事例が71件と最多であることを踏まえ、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることを決定いたしました。また、当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除し、算定の基礎としての客観性及び合理性を確保するべく一定の期間の平均株価という平準化された値を採用することには合理性があると考えられること、また、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があると考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

その後、当社は、2025年4月28日に、クレディセゾンに対し、当社普通株式の株価動向を踏まえて、東京証券取引所プライム市場における、本決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案しました。これに対し、2025年5月1日に、クレディセゾンより、当社の提案を受けて検討した結果、東京証券取引所プライム市場における、本決議日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格としたいとの要請を受けました。かかる要請を受けて、当社は、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えました。また、当社は、当社普通株式の市場価格のボラティリティを踏まえれば、過去1ヶ月間の終値の単純平均値と比較して、マクロ要因による一時的な株価変動の影響等の特殊要因をより排除することにより、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することが望ましいと考え、東京証券取引所プライム市場における、本決議日の前営業日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを応諾しました。

その結果、2025年5月9日に、クレディセゾンより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、その所

有する当社普通株式の一部である5,648,100株(クレディセゾン回答時所有割合(注6):3.02%)(以下「応募予定株式」といいます。)について、公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

(注6) 「クレディセゾン回答時所有割合」とは、当社が2025年2月6日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の、2024年12月31日現在の発行済株式総数(197,139,248株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(10,436,998株)を控除し、当該自己株式数に含まれる、本株式付与ESOP信託が同日現在保有する当社普通株式数(257,900株)を加算した株式数(186,960,150株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、クレディセゾン回答時所有割合の計算において同じとします。

また、当社は、2025年4月15日に、クレディセゾンに対して、クレディセゾンによる本公開買付けへの応募に関する契約の締結を打診したところ、同日に、クレディセゾンからこれに応じる旨の意向が示されました。そして、当社は、本公開買付けの実施の決定とあわせて、クレディセゾンとの間で、2025年5月12日付で、当社が本公開買付けを実施する場合、応募予定株式5,648,100株(所有割合:3.07%)を本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しました。

なお、当社は、当社普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており市場価格があることから、本公開買付け価格の算定及び決定に際して当該市場価格を参考とすることが客観的であり、また、当社の筆頭株主であるクレディセゾンより市場価格からディスカウントを行った価格で当社普通株式を取得することは、当社の少数株主の不利益とならないと考えられることから、本公開買付け価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

以上を踏まえ、当社は、2025年5月12日(以下「本決議日」といいます。)開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役(当社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。))10名のうち高橋直樹氏を除く9名(注7))の全員一致で、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付け価格を東京証券取引所プライム市場における、2025年5月9日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である1,283円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10%ディスカウントした価格である1,155円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)とすること、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、6,212,910株(所有割合:3.38%)を上限とすることを決議いたしました。

(注7) なお、当社の取締役である高橋直樹氏は、クレディセゾンの代表取締役(兼)副社長執行役員CHOを兼務しており、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、本決議日開催の取締役会において、本公開買付けに関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、かつ、当社の立場においてクレディセゾンとの協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付け価格である1,155円は、本決議日の前営業日である2025年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,303円から11.36%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、同年5月9日までの過去1ヶ月間の同市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,221円から5.41%ディスカウントした金額、同年5月9日までの過去3ヶ月間の同市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,283円に対して9.98%ディスカウントした金額、同年5月9日までの同市場における過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,196円に対して3.43%ディスカウントした金額となります。また、本公開買付け価格である1,155円は、公開買付け届出書提出日の前営業日である2025年5月12日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,229円から6.02%ディスカウントした金額となります。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、本公開買付けが当社普通株式の市場株価からディスカウントを行った価格で実施されるものであるため、クレディセゾン以外の当社の株主の皆様からの積極的な応募は想定していないものの、株主間の平等性、取引の透明性も踏まえ、公開買付けの方法が適切であるとの考えを背景としていることから、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が43件と最多であることから、クレディセゾンの応募予定株式の株数に10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、6,212,910株(所有割合:3.38%)を上限としております。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は応募予定株式のうちの一部を取得し、残りの応募予定株式は買い付けられないこととなります。応募予定株式のうち当該買い付けられなかった部分の取扱いについては、クレディセゾンとの協議により決定する予定です。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。本決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金預け金。以下、手元流動性の計算において同じとします。)は693,361百万円(手元流動性比率は91.3ヶ月)(注8)であり、本公開買付けの買付け等に要する資金(7,224百万円)に充当した後も、手元流動性は686,137百万円(手元流動性比率は90.4ヶ月)(注9)になると見込まれ、当社のかかる手元流動性水準を勘案すると、当社が事業運営を行うにあたって必要な手元流動性水準は十分に確保できると考えております。また、本公開買付けは、余剰資金で行うものであるため、本公開買付け後も事業に必要な資金は十分に確保できる見込みです。

(注8) 本決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される月商(2025年3月期通期連結経常収益を12ヶ月で除した数)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

(注9) 本決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性から本公開買付けにおいて買付け等に要する資金を減じた値を、本決算短信から計算される月商(2025年3月期通期連結経常収益を12ヶ月で除した数)により除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

これらに加えて、当社は、前述の株主還元の基本方針の下、取得価額の総額を15,000,000,000円(上限)、取得する株式の総数を12,500,000株(上限)、自己株式を取得する期間を2025年5月13日から2026年1月31日までとして、当社普通株式の取得を実施することの取締役会決議(いわゆる自己株式の取得枠の決議)を行いました。当社普通株式の市場買付けについては、上記取締役会において自己株式の取得枠として決議した15,000,000,000円から本公開買付けにおける取得価額の総額である7,175,911,050円を控除した7,824,088,950円(注10)に相当する数の当社普通株式の取得を行う予定です。

(注10) 本公開買付けにおける買付予定数を全て買い付けた場合の金額です。

4. 本公開買付けの概要

買付け予定数	6,212,910株
買付けの価格	普通株式1株につき、1,155円
買付けの期間	2025年5月13日～2025年6月9日(20営業日)
公開買付開始公告日	2025年5月13日

5. 本公開買付けの結果

取得する株式の種類	普通株式
応募株式の総数	5,648,100株
取得する株式の総数	5,648,100株
取得価額の総額	6,523,555,500円
決済の開始日	2025年7月1日

6. 市場買付けの概要

買付け予定数	12,500,000株(上限)とした取得枠から、本公開買付けにおいて取得した株式数を控除した数
株式の取得価額	15,000,000,000円(上限)とした取得枠から、本公開買付けの取得価額を控除した金額
買付けの期間	本公開買付け及び本公開買付けの決済完了以降、2026年1月31日まで
市場買付けの方法	証券会社による取引一任方式

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	—	—	—	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—
リース債務	80	46	1.95	2020年7月～2026年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務(百万円)	32	13	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーはありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益（百万円）	42,583	91,092
税金等調整前中間(当期)純利益金額(百万円)	13,181	24,717
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益金額(百万円)	11,084	20,177
1株当たり中間(当期)純利益金額(円)	57.91	106.84

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	981,509	692,567
現金	22,585	23,283
預け金	958,924	669,283
コールローン	85,000	125,000
買入金銭債権	125,353	115,621
商品有価証券	42	44
商品国債	16	15
商品地方債	26	28
金銭の信託	99	99
有価証券	※2, ※3, ※6 281,675	※2, ※3, ※6 334,690
国債	21,406	61,389
地方債	115,524	128,141
社債	22,163	31,066
株式	※1 55,030	※1 59,022
その他の証券	67,550	55,070
貸出金	※3, ※5, ※6, ※7 2,066,732	※3, ※5, ※6, ※7 2,183,843
割引手形	※4 852	※4 613
手形貸付	3,739	2,237
証書貸付	1,885,438	2,006,337
当座貸越	176,701	174,655
外国為替	※3 6,366	※3 1,217
外国他店預け	5,728	1,217
取立外国為替	638	—
その他資産	※3 30,506	※3 22,961
前払費用	1,925	1,155
未収収益	4,847	5,421
金融派生商品	7	22
その他の資産	※6 23,725	※6 16,361
有形固定資産	※8 31,186	※8 28,088
建物	9,482	8,218
土地	18,364	16,544
リース資産	104	96
建設仮勘定	—	10
その他の有形固定資産	3,234	3,219
無形固定資産	12,073	8,409
ソフトウェア	11,698	7,963
ソフトウェア仮勘定	124	196
その他の無形固定資産	251	249
前払年金費用	18,883	20,910
繰延税金資産	7,476	5,848
支払承諾見返	※3 1,265	※3 1,112
貸倒引当金	△107,695	△96,522
資産の部合計	3,540,476	3,443,892

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	3,250,493	3,154,078
当座預金	70,715	74,223
普通預金	1,479,369	1,474,591
貯蓄預金	12,982	12,467
通知預金	752	234
定期預金	1,618,181	1,512,715
その他の預金	68,492	79,846
外国為替	180	—
売渡外国為替	8	—
未払外国為替	171	—
その他負債	9,392	6,882
未払法人税等	3,364	1,192
未払費用	2,213	2,710
前受収益	66	188
従業員預り金	726	691
リース債務	113	105
金融派生商品	37	—
その他の負債	2,870	1,993
賞与引当金	410	428
役員賞与引当金	19	20
株式報酬引当金	676	738
睡眠預金払戻損失引当金	198	114
偶発損失引当金	44	62
支払承諾	1,265	1,112
負債の部合計	3,262,682	3,163,439
純資産の部		
資本金	30,043	30,043
資本剰余金	21,191	18,585
資本準備金	18,585	18,585
その他資本剰余金	2,605	—
利益剰余金	236,664	230,914
利益準備金	30,043	30,043
その他利益剰余金	206,621	200,871
固定資産圧縮積立金	59	58
別途積立金	103,032	103,032
繰越利益剰余金	103,529	97,780
自己株式	△25,735	△13,346
株主資本合計	262,163	266,197
その他有価証券評価差額金	15,625	14,240
繰延ヘッジ損益	4	15
評価・換算差額等合計	15,630	14,255
純資産の部合計	277,793	280,452
負債及び純資産の部合計	3,540,476	3,443,892

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
経常収益	83,619	83,186
資金運用収益	62,627	64,528
貸出金利息	57,554	56,620
有価証券利息配当金	1,248	2,930
コールローン利息	48	376
預け金利息	822	1,722
金利スワップ受入利息	—	0
その他の受入利息	2,954	2,878
信託報酬	0	0
役務取引等収益	6,447	7,546
受入為替手数料	1,217	1,210
その他の役務収益	5,230	6,335
その他業務収益	847	1,128
外国為替売買益	25	1
国債等債券売却益	—	3
国債等債券償還益	821	1,123
その他経常収益	13,696	9,982
貸倒引当金戻入益	4,547	3,618
償却債権取立益	6,308	5,907
株式等売却益	2,170	1
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	669	454
経常費用	63,462	57,537
資金調達費用	1,153	2,551
預金利息	1,132	2,544
債券貸借取引支払利息	0	—
金利スワップ支払利息	2	—
その他の支払利息	19	7
役務取引等費用	9,432	9,588
支払為替手数料	546	669
その他の役務費用	8,886	8,919
その他業務費用	8,161	2,775
商品有価証券売買損	0	0
国債等債券売却損	1,851	1,249
国債等債券償還損	6,309	1,525
営業経費	34,992	34,693
その他経常費用	9,722	7,927
貸出金償却	8,194	6,815
株式等売却損	19	—
株式等償却	0	0
その他の経常費用	※1 1,507	※1 1,111
経常利益	20,156	25,649

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
特別利益	89	851
固定資産処分益	89	817
その他の特別利益	—	33
特別損失	1,242	2,258
固定資産処分損	690	851
減損損失	552	1,406
税引前当期純利益	19,003	24,241
法人税、住民税及び事業税	2,958	2,498
法人税等調整額	1,019	1,959
法人税等合計	3,977	4,457
当期純利益	15,025	19,784

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	30,043	18,585	—	18,585	30,043	59	103,032	91,731
当期変動額								
剰余金の配当								△3,227
当期純利益								15,025
自己株式の取得								
自己株式の処分			2,605	2,605				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	2,605	2,605	—	—	—	11,798
当期末残高	30,043	18,585	2,605	21,191	30,043	59	103,032	103,529

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	224,866	△18,111	255,384	△214	△0	△215	255,169
当期変動額							
剰余金の配当	△3,227		△3,227				△3,227
当期純利益	15,025		15,025				15,025
自己株式の取得		△22,149	△22,149				△22,149
自己株式の処分		14,525	17,130				17,130
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				15,839	5	15,845	15,845
当期変動額合計	11,798	△7,624	6,779	15,839	5	15,845	22,624
当期末残高	236,664	△25,735	262,163	15,625	4	15,630	277,793

当事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	30,043	18,585	2,605	21,191	30,043	59	103,032	103,529
当期変動額								
剰余金の配当								△5,410
当期純利益								19,784
税率変更による圧縮 積立金の調整額						△0		0
自己株式の取得								
自己株式の処分			37	37				
自己株式の消却			△2,642	△2,642				△20,124
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								
当期変動額合計	－	－	△2,605	△2,605	－	△0	－	△5,749
当期末残高	30,043	18,585	－	18,585	30,043	58	103,032	97,780

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計						
当期首残高	236, 664	△25, 735	262, 163	15, 625	4	15, 630	277, 793
当期変動額							
剰余金の配当	△5, 410		△5, 410				△5, 410
当期純利益	19, 784		19, 784				19, 784
税率変更による圧縮 積立金の調整額			－				－
自己株式の取得		△10, 506	△10, 506				△10, 506
自己株式の処分		128	165				165
自己株式の消却	△20, 124	22, 767	－				－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				△1, 384	10	△1, 374	△1, 374
当期変動額合計	△5, 750	12, 388	4, 033	△1, 384	10	△1, 374	2, 658
当期末残高	230, 914	△13, 346	266, 197	14, 240	15	14, 255	280, 452

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年～15年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務などの金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に基づき、当社で定めた償却・引当基準により、以下のとおり計上しております。

(イ)破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に対する債権については、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として償却し、帳簿価額から直接減額しております。

その金額は13,273百万円(前事業年度は13,094百万円)であります。

(ロ)破綻先及び実質破綻先に対する債権については、(イ)による直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し全額引当計上しております。

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証によりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 96,522百万円（前事業年度は107,695百万円）

当社の貸出金の大宗は個人債務者に対するものであり、その多くは貸貸を目的とした不動産取得を用途とした投資用不動産融資（シェアハウス関連融資を含む。）であります。

なお、上記の貸倒引当金には、シェアハウス関連融資に係る貸倒引当金7,222百万円（前事業年度は11,158百万円）が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、（重要な会計方針）「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」「(イ) から (ホ)」に記載しております。ただし、シェアハウス関連融資に係る貸倒引当金の算出方法は、（重要な会計方針）「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」「(へ)」に記載しております。

②主要な仮定

投資用不動産融資についての主要な仮定は、「債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し」及び「債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し」であります。

a. 債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

b. 債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し

個人債務者の返済状況（延滞の状況）、条件変更の状況、信用情報の他、投資用不動産融資については投資用不動産の物件収支等を基礎に、個人債務者の返済能力の見通しを仮定し、債務者区分の判定を行っております。

なお、シェアハウス関連融資については、上記に加えて、個人債務者の給与所得や債務者との面談により得られた情報等も加味して、個人債務者の返済能力の見通しを仮定し、シェアハウス関連融資固有の債務者区分（シェアハウス債務者区分）の判定を行っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の「②主要な仮定」は不確実性を伴い、経済状況の変化など、「債務者区分の判定における法人向け貸出先の将来の業績見通し」及び「債務者区分の判定における個人債務者の返済能力の見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(幹部社員等に対する株式報酬制度)

当社は、前事業年度より、当社の営業店及び各本部の所属長等で構成する幹部社員等（国内非居住者を除く。以下「幹部社員等」という。）に対して、株式付与ESOP信託による株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。本制度により、エンゲージメントを高め、かつ株主さまとの利害を共有し、人材の価値を引き出しながら、長期的な視点で企業価値向上への貢献意識を高めることを目的としております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資としてESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部社員等に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を退職時に交付及び給付するものです。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末148百万円、256千株であります。

なお、本制度に基づく当事業年度の負担見込額については、株式報酬引当金として計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
株式	7, 036百万円	36, 037百万円

※ 2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
	19, 950百万円	36, 246百万円

※ 3 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	113, 939百万円	102, 360百万円
危険債権額	53, 336百万円	59, 131百万円
三月以上延滞債権額	1, 184百万円	475百万円
貸出条件緩和債権額	36, 780百万円	25, 824百万円
合計額	205, 239百万円	187, 791百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 4 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
	852百万円	613百万円

※5 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	16,401百万円	61,692百万円

※6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	46,759百万円	46,028百万円
貸出金	167,335百万円	147,556百万円
計	214,094百万円	193,585百万円

担保資産に対応する債務

該当ありません。

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	12,050百万円	22,759百万円
金融商品等差入担保金	16,308百万円	11,399百万円

また、その他の資産には、保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
保証金等	2,281百万円	2,048百万円

※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
融資未実行残高	1,375,252百万円	1,343,054百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,369,670百万円	1,336,816百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額	3,811百万円	3,788百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一 百万円)	(一 百万円)

(損益計算書関係)

※1 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
債権売却損	937百万円	732百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年 3 月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度(2025年 3 月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
子会社株式	7,036	7,036
関連会社株式	—	—

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	36,755百万円	34,873百万円
税務上の繰越欠損金	4,693	2,375
固定資産減損	2,174	2,366
減価償却費	1,294	1,783
有価証券減損	145	150
退職給付引当金	555	—
その他	1,491	1,315
繰延税金資産小計	47,110	42,863
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,920	△1,544
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△27,725	△28,276
評価性引当額小計	△31,646	△29,821
繰延税金資産合計	15,464	13,042
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△6,686	△6,350
退職給付信託設定益	△1,273	△541
前払年金費用	—	△268
その他	△27	△33
繰延税金負債合計	△7,987	△7,193
繰延税金資産の純額	7,476百万円	5,848百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
法定実効税率	30.2 %	31.1 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△0.5
住民税均等割等	0.2	0.2
評価性引当額の増減	△8.8	△11.2
その他	△0.6	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.9 %	18.4 %

(収益認識関係)

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	30,980	352	2,709 (360)	28,623	20,405	856	8,218
土地	18,364	25	1,845 (773)	16,544	—	—	16,544
リース資産	231	34	85 (3)	181	84	38	96
建設仮勘定	—	11	0	10	—	—	10
その他の有形固定資産	17,863	975	2,233 (70)	16,605	13,386	569	3,219
有形固定資産計	67,441	1,399	6,874 (1,208)	61,965	33,876	1,464	28,088
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	25,781	17,817	4,293	7,963
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	196	—	—	196
その他の無形固定資産	—	—	—	257	8	0	249
無形固定資産計	—	—	—	26,234	17,825	4,294	8,409

(注) 1. 無形固定資産の金額が資産総額の1/100以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	107,695	96,522	7,554	100,141	96,522
一般貸倒引当金	24,823	16,700	—	※24,823	16,700
個別貸倒引当金	82,872	79,822	7,554	※75,318	79,822
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
賞与引当金	410	428	410	—	428
役員賞与引当金	19	20	19	—	20
株式報酬引当金	676	338	234	※42	738
睡眠預金払戻損失引当金	198	—	63	※20	114
偶発損失引当金	44	62	20	※23	62
計	109,046	97,373	8,303	100,228	97,888

(注) 1. ※は、一般貸倒引当金の洗替及び個別貸倒引当金、株式報酬引当金、睡眠預金払戻損失引当金及び偶発損失引当金の目的外取崩であります。

2. 個別貸倒引当金については、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額した金額13,273百万円を除いて記載しております。

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	3,364	2,924	5,095	—	1,192
未払法人税等	2,525	2,010	3,756	—	778
未払事業税	839	914	1,339	—	414

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現金預け金	1,012	100.00	920	100.00
合計	1,012	100.00	920	100.00

負債				
科目	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,012	100.00	920	100.00
合計	1,012	100.00	920	100.00

- (注) 1. 共同信託他社管理財産 前事業年度46百万円 当事業年度46百万円
2. 共同信託他社管理財産については、職務分担型共同受託方式による信託財産はありません。
3. 元本補てん契約のある信託については、前事業年度末、当事業年度末の取扱残高はありません。

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.surugabank.co.jp
株主に対する特典	ありません

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書並びにその添付書類及び確認書

事業年度 第213期(自2023年 4 月 1 日 至2024年 3 月31日) 2024年 6 月26日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第213期(自2023年 4 月 1 日 至2024年 3 月31日) 2024年 6 月26日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第214期中(自2024年 4 月 1 日 至2024年 9 月30日) 2024年11月22日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2

(株主総会における決議) 2024年 7 月 1 日 関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による自己株式処分 2024年 8 月 8 日 関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書） 2024年 8 月 9 日 関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

2024年 7 月11日 関東財務局長に提出
2024年 8 月 7 日 関東財務局長に提出
2024年 9 月12日 関東財務局長に提出
2024年10月10日 関東財務局長に提出
2025年 3 月13日 関東財務局長に提出
2025年 4 月11日 関東財務局長に提出
2025年 5 月 8 日 関東財務局長に提出
2025年 6 月 6 日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月20日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	崎	裕	男
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	間	信	貴
--------------------	-------	---	---	---	---

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスルガ銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

個人債務者の投資用不動産融資に係る貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、銀行業を営んでおり、貸出業務はその中核をなすものである。 会社の貸出金の大宗は個人に対するものであり、その多くは賃貸を目的とした不動産取得を用途とした投資用不動産融資である。当該融資は、不動産市況の悪化や不動産の経年劣化により、入居率の低下等が起き、個人債務者の賃料収入が減少した際には、貸倒が発生する可能性がある。 このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。 当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸出金の計上額は2,192,835百万円であり、これに対応する貸倒引当金は101,763百万円である。なお、貸倒引当金については、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準及び（重要な会計上の見積り）に具体的な計上方法が記載されている。 貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に従って算定されるが、個人債務者の投資用不動産融資に係る貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、個人債務者の返済状況（延滞の状況）、条件変更の状況、信用情報、投資用不動産の物件収支等を基礎に、個人債務者の返済能力の見通しを仮定して決定される。 個人債務者の返済能力の見通しには、決算日時点の状況を反映した複数の情報を総合的に考慮する必要があるとあり、経営者の主観的な判断を伴うことから、慎重な検討が必要となる。 したがって、当監査法人は、個人債務者の投資用不動産融資に係る貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、個人債務者の投資用不動産融資に係る貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。 ・債務者区分の判定及びその基礎となる個人債務者に関する情報の反映に関する会社の内部統制を評価した。 ・債務者区分の遷移を考慮した場合に、貸倒引当金計上額に一定額以上の影響を及ぼす先を抽出するほか、予測不能性を考慮した無作為による抽出先も加え、債務者区分の検証対象先を決定した。 ・個人債務者の返済能力の見通しを検討するため、決算日時点の個人債務者の返済状況（延滞の状況）に関する資料、条件変更に関する資料、信用情報に関する資料、投資用不動産の物件収支に関する資料等を閲覧した。また、確定申告書等の情報に基づいて算定された個人債務者のキャッシュ・フロー余力について再計算を実施するとともに、必要に応じて、自己査定を所管する部門に質問を実施した。 ・個人の信用情報及び延滞情報が会社の債務者区分の判定資料に反映されていることを確かめるため、個人の信用情報については外部データベースからの取込処理を観察した。また、延滞情報については基幹システムと顧客管理システムのデータを照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スルガ銀行株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、スルガ銀行株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	崎	裕	男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	間	信	貴

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスルガ銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第214期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

個人債務者の投資用不動産融資に係る貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定
当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。